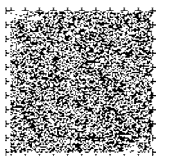
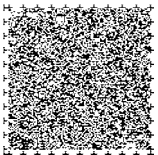


◆資料編

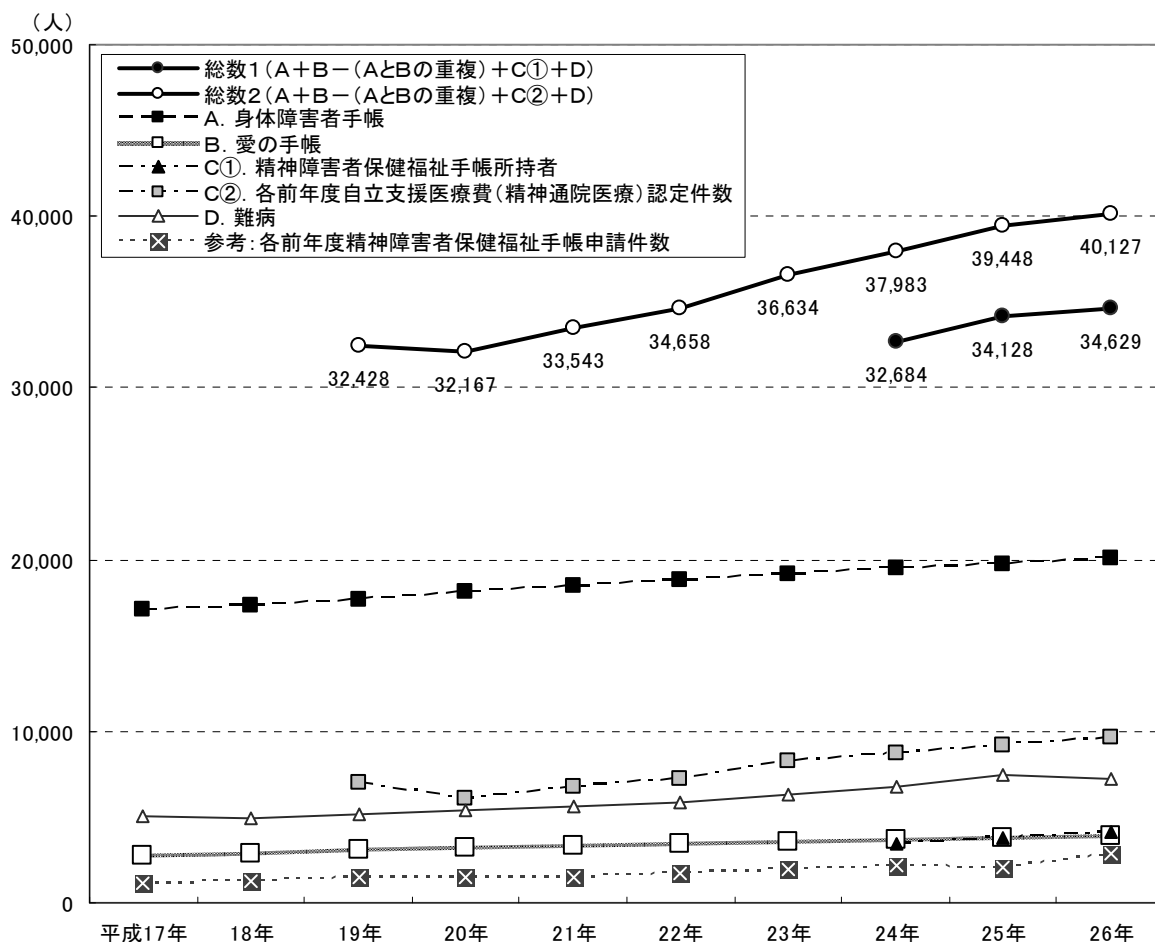




1. 障害者の状況

本区で実施している障害者施策の利用者を、目的別に電算入力した数字をもとに作成しました。

(1) 障害者数の推移（各年4月1日現在）



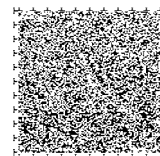
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数1 (A+B-(AとBの重複)+C①+D)	-	-	-	-	-	-	-	32,684	34,128	34,629
総数2 (A+B-(AとBの重複)+C②+D)	-	-	32,428	32,167	33,543	34,658	36,634	37,983	39,448	40,127
A. 身体障害者手帳所持者	17,050	17,372	17,702	18,117	18,411	18,803	19,130	19,443	19,761	20,047
B. 愛の手帳所持者	2,765	2,908	3,047	3,173	3,311	3,445	3,567	3,665	3,813	3,937
(身体障害者手帳との重複者)	(514)	(541)	(545)	(593)	(625)	(633)	(648)	(672)	(692)	(709)
C①. 精神障害者保健福祉手帳所持者	-	-	-	-	-	-	-	3,435	3,835	4,130
参考: 各前年度精神障害者保健福祉手帳申請件数	1,187	1,256	1,454	1,515	1,517	1,765	1,934	2,158	2,064	2,857
C②. 各前年度自立支援医療費(精神通院医療)認定件数	-	-	7,028	6,102	6,786	7,176	8,276	8,724	9,155	9,628
D. 難病(小児慢性疾患は除く)	5,049	4,969	5,196	5,368	5,660	5,867	6,309	6,823	7,411	7,224
(対象疾病数)	(74)	(74)	(74)	(74)	(74)	(74)	(80)	(82)	(82)	(82)

※精神障害者保健福祉手帳は、2年ごとに更新手続きを行う。

※自立支援医療費（精神通院医療）制度は平成17年10月1日開始のため、平成18年度以降の認定件数を記載している。

※難病欄の数字 東京都の難病医療費等助成（小児慢性疾患は除く）の受給者数。

<資料：C①、C②／東京都福祉保健局>



(2) 障害・年齢別人数集計表 (平成26年4月1日現在)

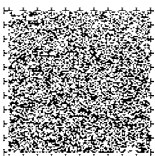
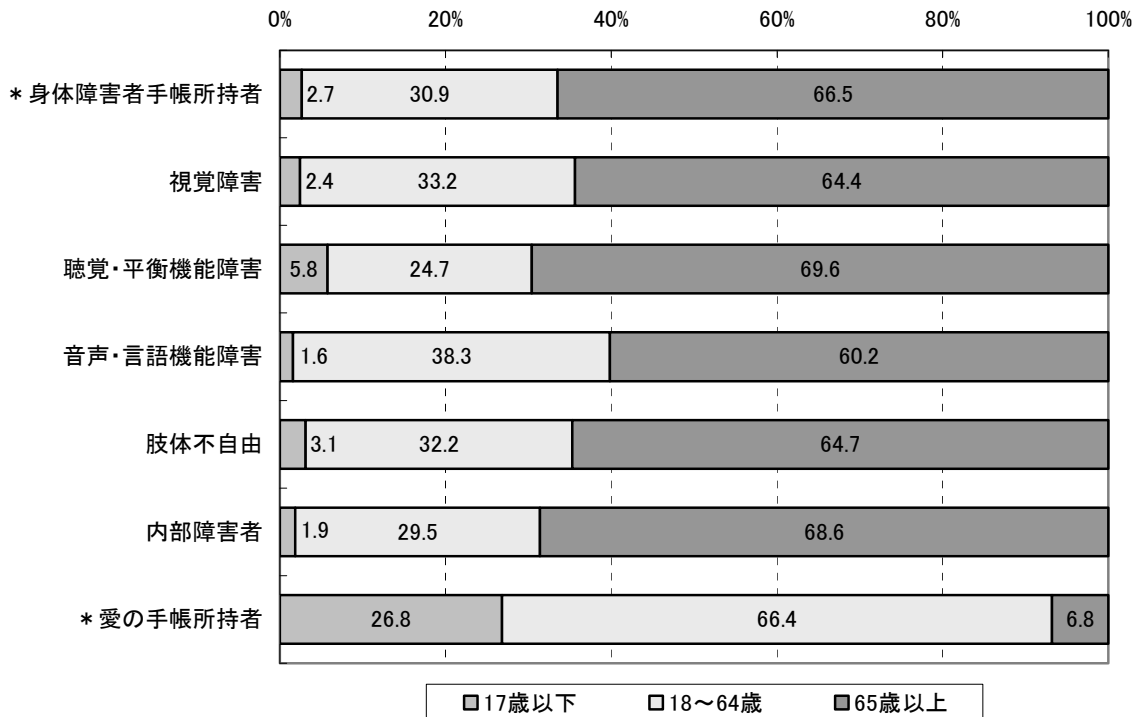
(単位:人)

障害種別	年齢構成	総数	年齢構成					
			0~5	6~17	18~19	20~64	65~	
* 身体障害者手帳所持者		20,047	126	409	70	6,116	13,326	
内訳	視覚障害	1,442	12	23	4	475	928	
	聴覚・平衡機能障害	1,910	25	85	19	452	1,329	
	音声・言語機能障害	507	3	5	2	192	305	
	肢体不自由	10,781	72	263	39	3,430	6,977	
	* 内部障害者		6,535	37	85	11	1,919	4,483
	内部障害内訳	心臓機能	3,152	14	45	8	625	2,460
		じん臓機能	1,669	2	3	0	673	991
		呼吸器機能	344	12	17	0	47	268
		膀胱直腸機能	1,034	5	8	1	232	788
		小腸機能	50	0	3	0	34	13
免疫機能		327	0	0	0	305	22	
肝臓機能		53	5	12	2	29	5	
不明	0	0	0	0	0	0		
愛の手帳所持者 (身体障害者手帳との重複者)		3,937 (709)	173 (12)	882 (147)	153 (21)	2,461 (475)	268 (54)	
25年度精神障害者保健福祉手帳申請件数		2,857	-	-	-	-	-	
25年度自立支援医療費(精神通院医療)認定件数		9,628	-	-	-	-	-	
難病(小児慢性疾患は除く)		7,224	9	54	25	3,705	3,431	

※ * の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上しているため、内訳の合計と * の総数とは異なる。

※ 難病欄の数字は難病医療費助成(小児慢性疾患は除く)の受給者数である。

年齢別の障害者の構成(身体・知的)(平成26年4月1日現在)



(3) 身体障害者手帳所持者数（平成26年4月1日現在）

①等級・障害別 身体障害者手帳所持者

（単位：人）

等級	障害	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
	総数	20,047	1,442	1,910	507	10,781	6,535
	1級	6,907	519	154	201	2,341	4,411
	2級	3,064	404	467	69	2,135	214
	3級	3,393	125	210	147	2,325	699
	4級	4,779	122	549	90	2,870	1,211
	5級	970	198	13	0	764	0
	6級	934	74	517	0	346	0

②等級・年齢構成別 身体障害者手帳所持者

（単位：人）

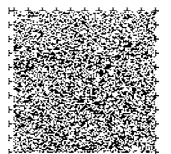
等級	年齢構成	総数	年齢構成				
			0～5歳	6～17歳	18～19歳	20～64歳	65歳～
	総数	20,047	126	409	70	6,116	13,326
	1級	6,907	79	186	26	2,210	4,406
	2級	3,064	18	100	16	1,153	1,777
	3級	3,393	18	58	10	942	2,365
	4級	4,779	3	25	12	1,162	3,577
	5級	970	0	17	4	375	574
	6級	934	8	23	2	274	627

③地域・障害別 身体障害者手帳所持者

（単位：人）

地域	障害	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
	総数	20,047	1,442	1,910	507	10,781	6,535
	世田谷	5,374	401	552	124	2,846	1,720
	北沢	3,305	237	340	76	1,819	1,054
	玉川	4,401	287	379	99	2,336	1,520
	砧	4,095	284	367	129	2,265	1,299
	烏山	2,872	233	272	79	1,515	942

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。



④地域・年齢構成別 身体障害者手帳所持者

(単位:人)

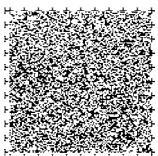
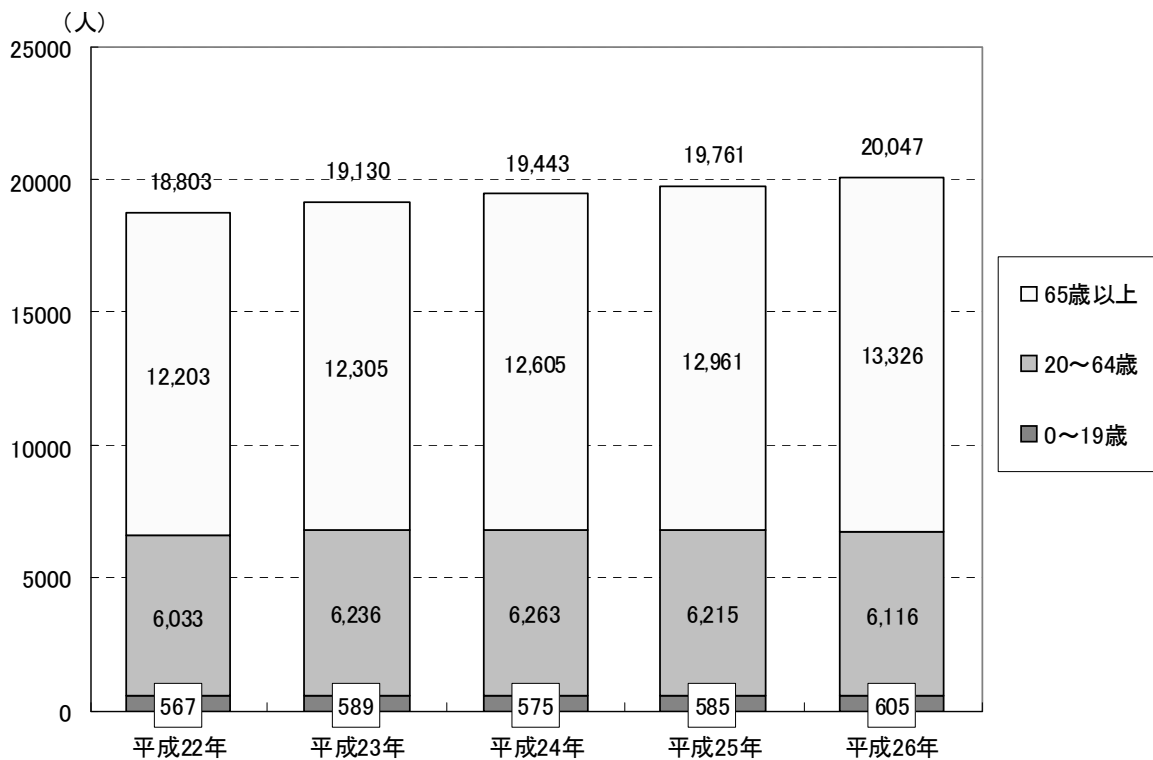
地域	年齢構成 総数	年齢構成				
		0~5歳	6~17歳	18~19歳	20~64歳	65歳~
総数	20,047	126	409	70	6,116	13,326
世田谷	5,374	27	101	25	1,639	3,582
北沢	3,305	14	46	9	985	2,251
玉川	4,401	25	92	11	1,304	2,969
砧	4,095	38	113	16	1,262	2,666
烏山	2,872	22	57	9	926	1,858

⑤地域・等級別 身体障害者手帳所持者

(単位:人)

地域	等級	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数		20,047	6,907	3,064	3,393	4,779	970	934
世田谷		5,374	1,776	811	952	1,292	274	269
北沢		3,305	1,108	505	574	799	156	163
玉川		4,401	1,599	634	730	1,054	195	189
砧		4,095	1,398	643	685	971	201	197
烏山		2,872	1,026	471	452	663	144	116

⑥年齢構成別 身体障害者手帳所持者数の推移 (各年4月1日現在)



(4) 愛の手帳所持者数（平成26年4月1日現在）

①程度・年齢構成別 愛の手帳所持者

(単位:人)

程度	年齢構成 総数	年齢構成				
		0～5歳	6～17歳	18～19歳	20～64歳	65歳以上
総数	3,937	173	882	153	2,461	268
1度	160	2	27	6	114	11
2度	1,212	26	273	40	828	45
3度	1,100	62	235	38	643	122
4度	1,465	83	347	69	876	90

②地域・年齢構成別 愛の手帳所持者

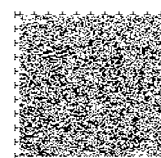
(単位:人)

地域	年齢構成 総数	年齢構成				
		0～5歳	6～17歳	18～19歳	20～64歳	65歳以上
総数	3,937	173	882	153	2,461	268
世田谷	1,075	46	239	39	677	74
北沢	596	25	115	17	393	46
玉川	757	35	164	35	472	51
砧	876	39	233	37	530	37
烏山	633	28	131	25	389	60

③地域・程度別 愛の手帳所持者

(単位:人)

地域	程度 総数	程度			
		1度	2度	3度	4度
総数	3,937	160	1,212	1,100	1,465
世田谷	1,075	39	325	298	413
北沢	596	25	197	166	208
玉川	757	36	231	222	268
砧	876	41	281	231	323
烏山	633	19	178	183	253



④0-5歳 愛の手帳と身体障害者手帳（肢体不自由）の重複所持者（平成26年10月現在）
（単位：人）

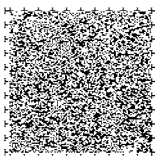
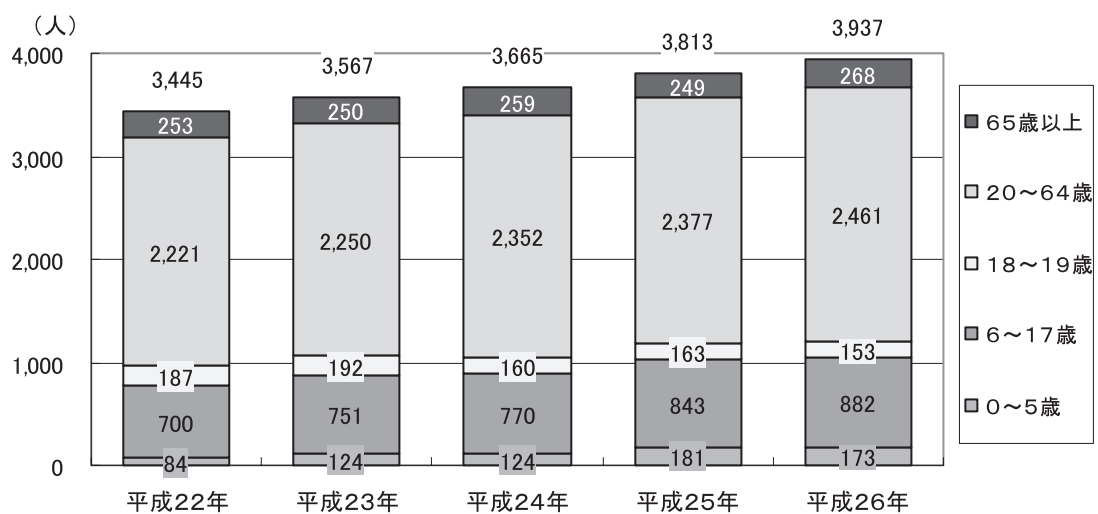
愛の手帳 身体障害 (肢体不自由)	総数	1度	2度	3度	4度
総数	14	1	6	7	0
1級	6	1	4	1	0
2級	6	0	1	5	0
3級	2	0	1	1	0
4級	0	0	0	0	0
5級	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0

⑤6-17歳 愛の手帳と身体障害者手帳（肢体不自由）の重複所持者（平成26年10月現在）
（単位：人）

愛の手帳 身体障害 (肢体不自由)	総数	1度	2度	3度	4度
総数	105	17	64	15	9
1級	35	15	18	2	0
2級	37	2	26	5	4
3級	21	0	15	4	2
4級	2	0	0	2	0
5級	8	0	5	2	1
6級	2	0	0	0	2

【④・⑤共通】※身体障害の等級は個別等級。複数の肢体不自由がある場合、上位の級で計上。
※児童福祉法において、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」という。

⑥年齢構成別 愛の手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



(5) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移

(単位:件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総数	1,466	1,674	1,922	2,067	2,287
1級	138	150	134	157	145
2級	795	931	1,056	1,086	1,191
3級	533	593	732	824	951

<資料:東京都福祉保健局>

②地域別精神障害者保健福祉手帳申請件数の推移

(単位:件)

	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
平成 21 年度	1,765	393	305	322	272	473
平成 22 年度	1,934	411	290	404	302	527
平成 23 年度	2,158	477	318	401	317	645
平成 24 年度	2,064	324	378	424	349	589
平成 25 年度	2,857	692	512	474	466	713

※平成 25 年度の申請件数 2,857 には、諸手続き 300 件を含む。

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

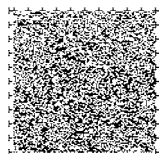
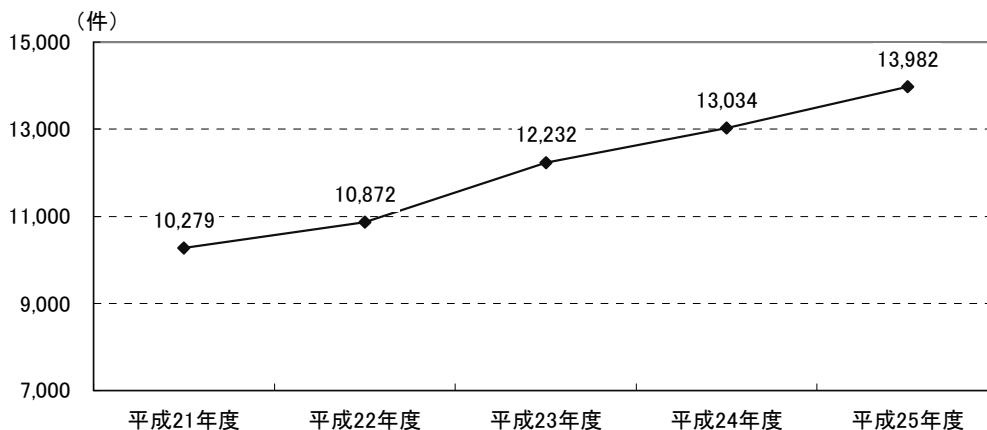
(単位:人)

平成 25 年度	年度末所持者数
総数	4,130
1級	295
2級	2,181
3級	1,654

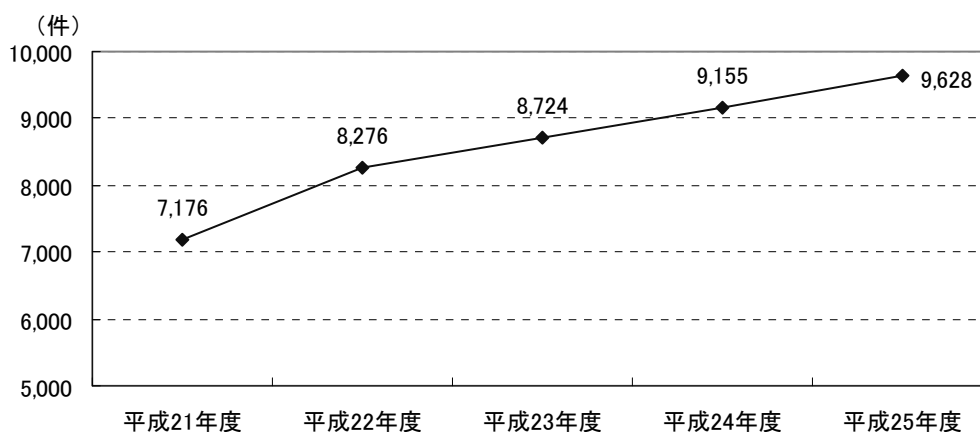
※手帳取得後、2年ごとに更新手続きを行う。

<資料:東京都福祉保健局>

④自立支援医療費(精神通院医療)申請件数の推移



⑤自立支援医療費（精神通院医療）認定件数の推移



<資料：東京都福祉保健局>

⑥精神障害者生活指導（デイケア）利用者数の推移

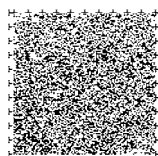
区分 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	506	462	472	483	487
実人数	132	113	140	121	111
新規登録	11	18	20	27	11
延人数	4,220	4,191	4,196	3,734	4,202

※実施回数は半日を1回として計上

⑦小児精神障害者入院医療費助成件数の推移

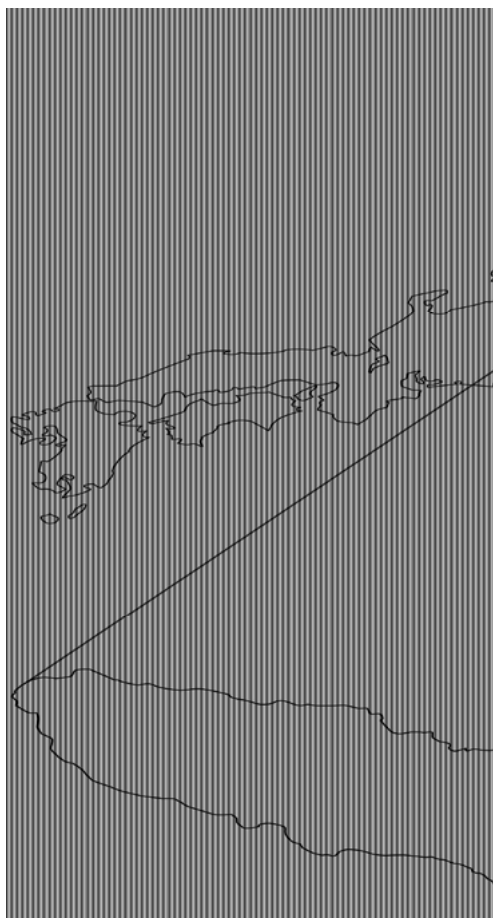
(単位：人)

区分 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度					
					総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	24	10	18	10	13	4	3	0	5	1



2. 施設入所者・精神科病院への入院者の状況

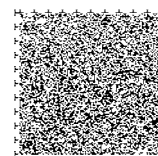
- ①都道府県別施設入所者 : 439人(平成26年3月31日現在)※1
 ②都内精神科病院への1年以上入院者 : 488人(平成24年6月30日現在)※2



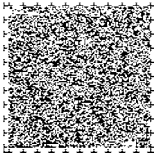
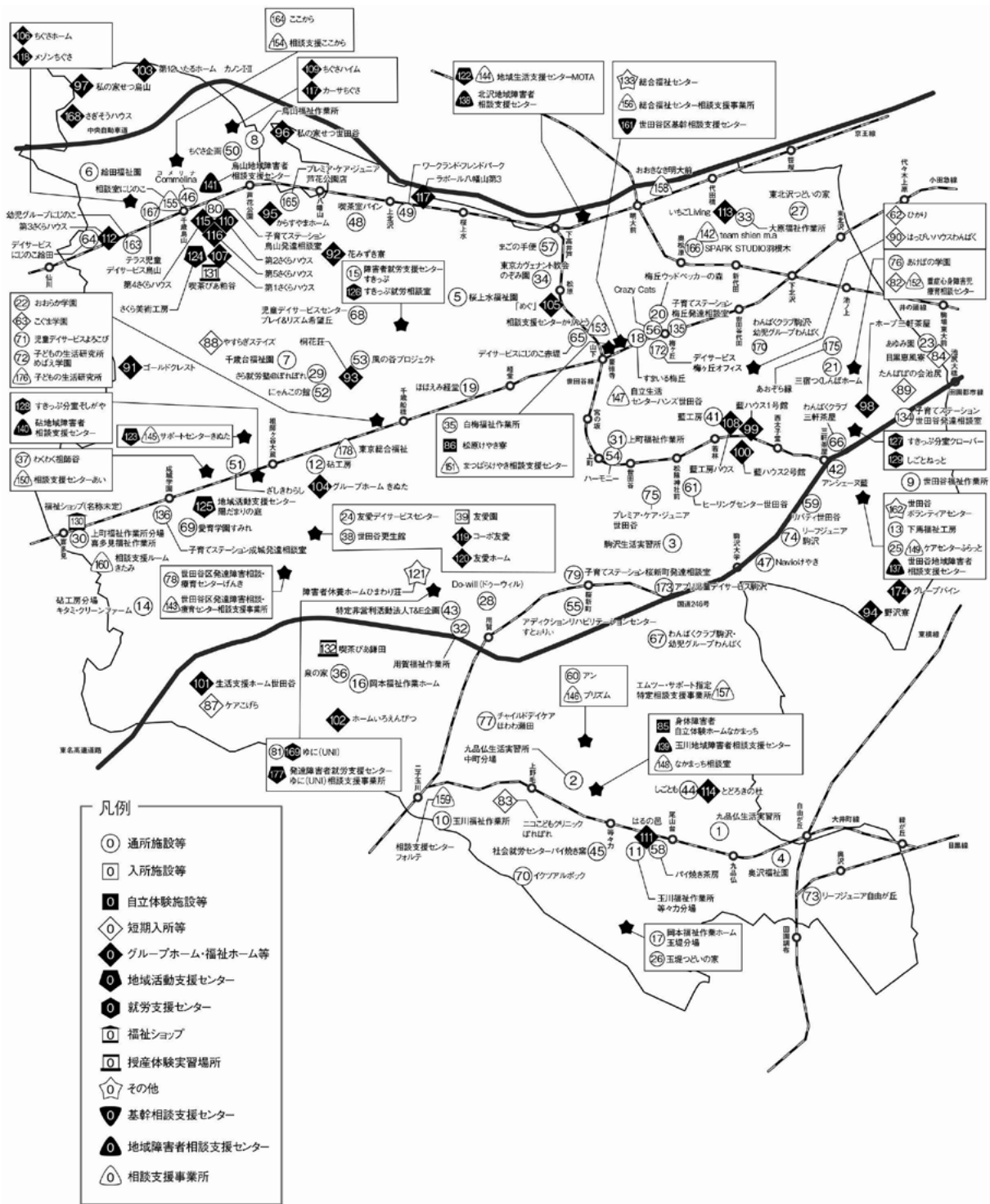
都道府県別施設入所者			
北海道	9人	東京	197人
青森	5人	神奈川	26人
宮城	3人	山梨	14人
秋田	17人	長野	13人
山形	8人	岐阜	3人
福島	3人	静岡	16人
茨城	15人	滋賀	2人
栃木	29人	京都	1人
群馬	18人	鳥取	1人
埼玉	14人	徳島	1人
千葉	43人	鹿児島	1人
			合計 439人

都内精神科病院への入院者				
	病院数	内、区民が入院している病院数	入院患者数	内、入院1年以上
世田谷区内の病院	3か所	3か所	252人	77人
他の特別区内の病院	36か所	29か所	139人	53人
多摩地域の病院	70か所	57か所	543人	358人
合計	109か所	89か所	934人	488人

- ※1 世田谷区における平成26年3月サービス提供請求分。
 ※2 東京都調査による。入院前住所地が世田谷区である入院患者。
 精神科病院への入院者数は、都内病院のみ資料あり。



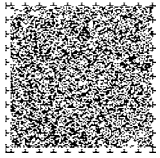
3. 世田谷区障害者（児）施設一覧（平成27年3月現在）



分類	番号	施設名	種別(施設/事業)
通所施設等	1	九品仏生活実習所	生活介護
	2	九品仏生活実習所中町分場	生活介護
	3	駒沢生活実習所	生活介護
	4	奥沢福祉園	生活介護
	5	桜上水福祉園	生活介護
	6	給田福祉園	生活介護
	7	千歳台福祉園	生活介護
	8	鳥山福祉作業所	就労継続B
	9	世田谷福祉作業所	就労移行 ※1
	10	玉川福祉作業所	就労継続B
	11	玉川福祉作業所 等々力分場	就労移行 ※1
	12	砧工房	就労継続B
	13	下馬福祉工房	就労移行 ※1
	14	砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	就労移行
	15	障害者就労支援センター すきっぷ	就労継続B
	16	岡本福祉作業所ホーム	生活介護
	17	岡本福祉作業所ホーム 玉堤分場	就労移行
	18	すまいる梅丘	生活介護
	19	ほほえみ絆堂	生活介護
	20	梅丘ウッドベックの森	生活介護
	21	三宿つくしんぼホーム	生活介護
	22	おほかみ学園	生活介護
	23	あゆみ園	生活介護
	24	友愛デイサービスセンター	短期入所
	25	ケアセンターふらっと	自立訓練(機能訓練)
	26	玉堤つどいの家	生活介護
	27	東北沢つどいの家	生活介護
	28	Do-will(ドゥウィル)	生活介護
	29	さくら労働会ほれほれ	就労移行
	30	上町福祉作業所分場喜多見福祉作業所	就労継続B
	31	上町福祉作業所 ※2	就労継続B
	32	用賀福祉作業所	就労継続B
	33	大塚福祉作業所	就労継続B
	34	東京カヴェント教会のぞみ園	就労継続B
	35	白梅福祉作業所	就労継続B
36	泉の家	就労継続B 生活介護 短期入所 日中ショートステイ	
37	わくわく祖師谷	生活介護	
38	世田谷更生館	就労継続B 就労移行	
41	藍工房	就労継続B	
42	アンシェーヌ藍	就労継続B	
43	特定非営利活動法人T&E企画	就労移行	
44	しごとま	就労継続A	
45	社会就労センター・バイ焼き窯	就労継続B 就労移行	
46	Commelina(コメリナ)	就労移行	
47	Navioけやき	就労継続B	
48	喫茶室ハイン	就労継続B	
49	ワークランド・フレンドパーク	就労継続B	
50	ちぐさ企画	就労継続B	
51	ざしきわらし	就労継続B	
52	にゃんこの館	就労継続B	
53	風の谷プロジェクト	就労継続B	
54	ハーモニー	就労継続B	
55	アディクションリハビリテーションセンター すとおりの	自立訓練(生活訓練)	
56	Orazy Cats	就労継続B	
57	まっの手便	就労継続B	
58	ハイ焼き茶屋	就労継続B	
59	リハビリ世田谷	就労継続B	
60	アン	就労継続B	
61	ヒーリングセンター世田谷	自立訓練(生活訓練) 就労継続B 就労移行	
81	ゆに(UNI) ※3	自立訓練(生活訓練) 就労移行	
通所施設等(児童)	64	デイサービスにじご給田	放課後等デイサービス
	163	幼児グループにじご	児童発達支援事業
	65	デイサービスにじご赤塚	児童発達支援事業
	66	わんぱくクラブ三軒茶屋	放課後等デイサービス
	67	わんぱくクラブ駒沢・幼児グループわんぱく	放課後等デイサービス
	170	わんぱくクラブ駒沢・幼児グループわんぱく	児童発達支援事業
	68	児童デイサービスセンタープレイ&リズム希望丘	児童発達支援事業
	69	愛育学園すみれ	放課後等デイサービス
	70	イクアルボックス	児童発達支援事業
	71	児童デイサービスよろこび	児童発達支援事業
	72	子どもの生活研究所めばえ学園	児童発達支援センター
	73	リーフジュニア自由が丘	児童発達支援事業
	74	リーフジュニア駒沢	児童発達支援事業
75	プレミア・ケア・ジュニア世田谷店	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	
76	あけぼの学園	児童発達支援事業 児童発達支援センター 児童発達支援事業	
77	チャイルドデイケアほわわ瀬田	児童発達支援事業 児童発達支援事業	
78	世田谷区発達障害相談・療育センターげんき	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	
79	子育てステーション板新町発達相談室	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	
80	子育てステーション鳥山発達相談室	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	
134	子育てステーション世田谷発達相談室	発達障害相談	
135	子育てステーション梅丘発達相談室	発達障害相談	
136	子育てステーション成城発達相談室	発達障害相談	

分類	番号	施設名	種別(施設/事業)	
通所施設等(児童)	164	ここから	児童発達支援事業 放課後等デイサービス 滞在型グループホーム 短期入所	
	165	プレミア・ケア・ジュニア 芦花公園店	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	
	166	SPARK STUDIO羽根木	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	
	167	テラス児童デイサービス鳥山	放課後等デイサービス	
	172	デイサービス梅ヶ丘オフィス	放課後等デイサービス	
	173	アプリ児童デイサービス駒沢	放課後等デイサービス	
	175	あおぞら線	放課後等デイサービス	
	39	友愛園	生活介護 施設入所支援	
	自立体験施設等	85	身体障害者自立体験ホーム なかまっち	身体障害者自立体験ホーム 短期入所 日中ショートステイ 知的障害者生活寮
		86	松原けやき寮	短期入所
	短期入所等	62	ひかり	日中ショートステイ
		63	こぐま学園	日中ショートステイ
		82	重症心身障害児療育相談センター	日中ショートステイ
		83	ニコニコ多クリニック ほれほれ	日中ショートステイ
		84	目黒恵風寮	短期入所
		87	ケアこげら	短期入所
		88	やすらぎステイズ	短期入所 日中ショートステイ
89		たんぼほの会油房	短期入所	
90		ほっぴいハウスわんぱく	短期入所	
91		ゴールドクレスト	滞在型グループホーム	
92	花みずき寮	滞在型グループホーム		
93	桐花荘	滞在型グループホーム		
94	野沢寮	滞在型グループホーム		
95	からすやまホーム	滞在型グループホーム		
96	私の家せつ世田谷	滞在型グループホーム		
97	私の家せつ鳥山	滞在型グループホーム		
98	ホープ三軒茶屋	滞在型グループホーム		
99	藍ハウス1号館	滞在型グループホーム		
100	藍ハウス2号館	滞在型グループホーム		
101	生活支援ホーム世田谷	短期入所 日中ショートステイ		
102	ホームいろえんぴつ	滞在型グループホーム		
103	第1211いるホーム カン1・II	滞在型グループホーム		
104	グループホーム きぬた	重度身体障害者グループホーム		
105	「めぐみ」	通達型グループホーム		
106	ちぐさホーム	通達型グループホーム		
107	第1さくらハウス	通達型グループホーム		
108	藍工房ハウス	通達型グループホーム		
109	ちぐさハイム	通達型グループホーム		
110	第2さくらハウス	通達型グループホーム		
111	はるの島	通達型グループホーム		
112	第3さくらハウス	通達型グループホーム		
113	いちごLiving	通達型グループホーム		
114	とどろきの社	通達型グループホーム		
115	第4さくらハウス	通達型グループホーム		
116	第5さくらハウス	通達型グループホーム		
117	ラポール八幡山第3	通達型グループホーム		
118	メゾンちぐさ	通達型グループホーム		
119	ココ友愛	福祉ホーム		
120	友愛ホーム	盲老人入所介護老人ホーム		
168	さざさろハウス	滞在型グループホーム		
171	カーサちぐさ	通達型グループホーム		
174	グレースハイン	通達型グループホーム		
地域活動支援センター	122	地域生活支援センターMOTA	地域活動支援センターⅠ型	
	123	サポートセンターきぬた	地域活動支援センターⅠ型	
	124	さくら美術工房	地域活動支援センターⅠ型	
	125	地域活動支援センター陽だまりの庭	地域活動支援センターⅡ型	
就労支援センター	126	すきっぷ就労相談室	就労支援センター	
	127	すきっぷ分室クローバー	就労支援センター	
	128	すきっぷ分室そしがや	就労支援センター	
	129	しごとわっと	就労支援センター	
169	ゆに(UNI)	就労支援センター		
福祉ショップ	130	名称未定(平成27年10月開設予定)	福祉ショップ	
	131	喫茶びあ給田	福祉喫茶	
	132	喫茶びあ鎌田	福祉喫茶	
	133	障害者休業ホームひまわり荘	障害者休業ホーム	
その他	133	総合福祉センター	総合福祉センター	
	162	世田谷ボランティアセンター	基幹相談支援センター	
	161	世田谷区基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	
	137	世田谷地域障害者相談支援センター	地域障害者相談支援センター	
	138	北沢地域障害者相談支援センター	地域障害者相談支援センター	
	139	玉川地域障害者相談支援センター	地域障害者相談支援センター	
	140	駒地域障害者相談支援センター	地域障害者相談支援センター	
	141	鳥山地域障害者相談支援センター	地域障害者相談支援センター	
	142	team shien.ma	特定・障害児	
	143	世田谷区発達障害相談・療育センター相談支援事業所	特定・障害児	
	144	地域生活支援センターMOTA	特定・一般	
	145	サポートセンターきぬた	特定・一般	
	146	プリズム	特定・一般	
147	自立生活センターハズ世田谷	特定・障害児		
148	なかまっち相談室	特定・一般		
149	ケアセンターふらっと	特定		
150	相談支援センターあいら	特定・障害児		
151	まっぴらけやき相談支援センター	特定・障害児・一般		
152	重症心身障害児療育相談センター	特定・障害児		
153	相談支援センターかみんら	特定		
154	相談支援センターから	特定・障害児		
155	相談室にじご	特定・障害児		
156	総合福祉センター相談支援事業所	特定・障害児		
157	エムツーサポート指定特定相談支援事業所	特定・障害児		
158	おおきなきみ大前	特定・障害児		
159	相談支援センター フォルト	特定		
160	相談支援ルーム きたみ	特定・障害児		
176	子どもの生活研究所	特定・障害児		
177	発達障害者就労支援センターゆに(UNI)相談支援事業所	特定		
178	東京総合福祉	特定・障害児		

※1 平成27年3月末で廃止
 ※2 平成27年5月末まで仮移転中
 ※3 平成27年4月開設予定
 注 番号は、施設の種類にかかわらず、区の管理上便宜的に付番したものである。
 40番は39番に統合したため欠番。

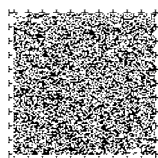


(参考) 世田谷区障害者(児)施設の地区別一覧(平成27年3月現在)

総合支所	出張所・まちづくりセンター	基幹相談支援センター	地域障害者相談支援センター	指定特定相談支援事業所	共同生活援助(グループホーム)				短期入所(ショートステイ)			
					身体	知的	精神	重度身体	身体	知的	精神	児童
世田谷	池尻			1		1 (8)				1 (1)		
	太子堂											
	若林					2 (9)	1 (6)			1 (2)		
	上町											
	経堂											
	下馬		1	1		1 (4)	1 (5)					
	上馬											
		0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (21)	2 (11)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)
北沢	梅丘			2								
	代沢											
	新代田			1			1 (6)					
	北沢											
	松原	1	1	3						1 (1)		
	松沢			1				1 (6)				
		1 (0)	1 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (12)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
玉川	奥沢											
	九品仏											
	等々力						2 (14)					
	上野毛		1	2						1 (3)		
	用賀			2								
	深沢			1								
		0 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (14)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
砧	祖師谷		1	2								
	成城											
	船橋			1		1 (4)						
	喜多見			1		2 (24)				3 (11)		
	砧			2				1 (5)	2 (6)			
		0 (0)	1 (0)	6 (0)	0 (0)	3 (28)	0 (0)	1 (5)	2 (6)	3 (11)	0 (0)	0 (0)
烏山	上北沢					2 (11)	1 (3)					
	上祖師谷					1 (5)	1 (6)			1 (2)		
	烏山		1	2	1 (5)	4 (29)	8 (45)			1 (6)		
			0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (5)	7 (45)	10 (54)	0 (0)	0 (0)	2 (8)	0 (0)
目黒区									1 (3)			
合計	27地区 + 目黒区	1 (0)	5 (0)	22 (0)	1 (5)	14 (94)	16 (91)	1 (5)	3 (9)	9 (26)	0 (0)	0 (0)

数値：設置箇所数(定員数)

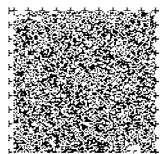
注1 障害者総合支援法・児童福祉法上の施設を中心にまとめた。
基幹相談支援センター、地域障害者相談支援センター、指定特定相談支援事業所は、定員を設定していない。



総合支所	出張所・まちづくりセンター	日中一時支援事業 (日中ショートステイ)					施設入所支援	生活介護			
		身体	知的	精神	児童	重症心身障害者(児)		身体	知的	精神	重症心身障害者
世田谷	池尻					1 (4)					2 (40)
	太子堂										
	若林		1 (40)								
	上町								1 (40)		
	経堂							1 (20)			
	下馬							1 (20)			
	上馬										
		0 (0)	1 (40)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	0 (0)	2 (40)	1 (40)	0 (0)	2 (40)
北沢	梅丘							1 (25)			
	代沢										
	新代田										
	北沢							1 (7)			
	松原									1 (6)	
	松沢								1 (35)		
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (32)	1 (35)	1 (6)	0 (0)
玉川	奥沢										
	九品仏								2 (82)		
	等々力							1 (13)			
	上野毛	1 (3)							1 (15)		
	用賀					1 (2)					
	深沢										
		1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (13)	3 (97)	0 (0)	0 (0)
砧	祖師谷								1 (18)		
	成城										
	船橋		1 (5)						2 (71)		
	喜多見		2 (7)								
	砧	1 (3)					1 (60)	4 (124)			
		1 (3)	3 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (60)	4 (124)	3 (89)	0 (0)	0 (0)
烏山	上北沢										
	上祖師谷		1 (2)								
	烏山								1 (45)		
		0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (45)	0 (0)	0 (0)
目黒区		1 (3)							1 (15)		
合計	27地区 + 目黒区	2 (6)	6 (57)	0 (0)	0 (0)	2 (6)	1 (60)	9 (209)	10 (321)	1 (6)	2 (40)

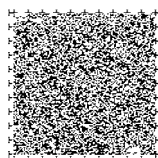
数値：設置箇所数（定員数）

注2 複数の障害種別が利用対象である場合、主な利用対象である障害種別や施設機能で集計した。多機能型施設については、施設数は機能ごとに計上した。



総合支所	出張所・まちづくりセンター	就労移行支援			就労継続支援(A型)			就労継続支援(B型)		
		身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
世田谷	池尻									
	太子堂									2 (38)
	若林									1 (22)
	上町								1 (20)	1 (20)
	経堂									
	下馬		2 (12)							2 (74)
	上馬			1 (6)						
		0 (0)	2 (12)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (94)	5 (94)
北沢	梅丘									1 (20)
	代沢									
	新代田								1 (26)	
	北沢									
	松原								1 (40)	1 (14)
	松沢								1 (20)	1 (20)
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (86)	3 (54)
玉川	奥沢									
	九品仏									
	等々力	1 (6)	1 (6)	1 (12)			1 (30)	1 (13)	1 (13)	2 (48)
	上野毛									1 (20)
	用賀	1 (20)	1 (6)	1 (20)					2 (67)	
	深沢									1 (14)
		2 (26)	2 (12)	2 (32)	0 (0)	0 (0)	1 (30)	1 (13)	3 (80)	4 (82)
砧	祖師谷								1 (40)	1 (20)
	成城									
	船橋		1 (40)	1 (20)						2 (40)
	喜多見		1 (15)						1 (15)	
	砧	3 (18)	1 (6)					3 (89)	1 (37)	
		3 (18)	3 (61)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (89)	3 (92)	3 (60)
烏山	上北沢									2 (55)
	上祖師谷									
	烏山		1 (6)	1 (20)					1 (60)	1 (24)
		0 (0)	1 (6)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (60)	3 (79)
目黒区										
合計	27地区 + 目黒区	5 (44)	8 (91)	5 (78)	0 (0)	0 (0)	1 (30)	4 (102)	13 (412)	18 (369)

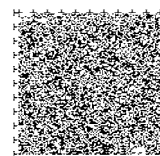
数値：設置箇所数（定員数）



総合支所	出張所・まちづくりセンター	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)			地域活動 支援センター	児童発達 支援センター		児童発達 支援事業		放課後等 デイサービス	
		身体	知的	精神	精神	児童	重症心身 障害者 (児)	児童	重症心身 障害者 (児)	児童	重症心身 障害者 (児)
世田谷	池尻						1 (5)			1 (10)	
	太子堂									1 (20)	
	若林										
	上町							1 (10)		1 (10)	
	経堂										
	下馬	1 (6)									
	上馬			1 (20)				1 (10)			
		1 (6)	0 (0)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	1 (5)	2 (20)	0 (0)	3 (40)	0 (0)
北沢	梅丘							1 (10)		1 (10)	
	代沢										
	新代田							1 (10)		1 (10)	
	北沢										
	松原	1 (15)	1 (15)								
	松沢				1 (-)					1 (10)	
		1 (15)	1 (15)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (20)	0 (0)	3 (30)	0 (0)
玉川	奥沢										
	九品仏							1 (10)			
	等々力										
	上野毛									1 (10)	
	用賀								1 (5)		
	深沢			1 (6)				1 (10)		3 (40)	
		0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (20)	1 (5)	4 (50)	0 (0)
砧	祖師谷				1 (-)						
	成城				1 (15)			1 (10)			
	船橋					1 (30)		1 (20)		2 (30)	
	喜多見										
	砧							1 (30)		1 (30)	
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (15)	1 (30)	0 (0)	3 (60)	0 (0)	3 (60)	0 (0)
烏山	上北沢										
	上祖師谷				1 (20)						
	烏山							4 (40)		5 (60)	
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	4 (40)	0 (0)	5 (60)	0 (0)
目黒区											
合計	27地区 + 目黒区	2 (21)	1 (15)	2 (26)	4 (35)	1 (30)	1 (5)	13 (160)	1 (5)	18 (240)	0 (0)

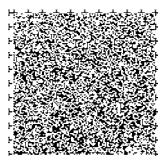
数値：設置箇所数（定員数）

注3 地域活動支援センターⅠ型は、定員を設定していない。
多機能型の児童発達支援事業、及び放課後等デイサービスの定員については合算して両方に計上した。



4. 二次避難所一覧（障害者）（平成26年4月1日現在）

	地域	避難所名	所在地
1	世田谷	ほほえみ経堂	経堂3-6-24
2		都立青島特別支援学校	池尻1-1-4
3		三宿つくしんぼホーム	三宿2-30-7
4		駒沢生活実習所	弦巻2-1-5
5		下馬福祉工房	下馬2-20-14
6		世田谷福祉作業所	下馬2-31-34-101
7		ケアセンターふらっと	下馬2-20-14
8		あけぼの学園	三宿2-30-9
9		藍工房	若林5-2-9
10	北沢	すまいる梅丘	梅丘1-36-2-101
11		世田谷区立総合福祉センター	松原6-41-7
12		都立光明特別支援学校	松原6-38-27
13		桜上水福祉園	桜上水2-13-16
14		白梅福祉作業所	松原6-43-17
15	大原福祉作業所	大原1-23-13	
16	玉川	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤2-3-1
17		玉川福祉作業所等々力分場	等々力2-13-4
18		玉川福祉作業所	玉川1-7-2
19		奥沢福祉園	奥沢6-29-2
20		九品仏生活実習所	奥沢7-39-13
21		九品仏生活実習所中町分場	中町2-25-17
22		用賀福祉作業所	用賀4-7-1
23		社会就労センターパイ焼き窯	等々力2-36-13
24	砧	障害者就労支援センターすきっぷ	船橋5-33-1
25		千歳台福祉園	千歳台3-31-9
26		砧工房分場キタミ・クリーンファーム	喜多見7-3-1
27		岡本福祉作業ホーム	岡本2-33-24
28		砧工房	砧4-32-14
29		わくわく祖師谷	祖師谷3-21-1
30		泉の家	岡本2-33-23
31		友愛園	砧3-9-11
32		世田谷更生館	砧3-9-11
33		友愛デイサービスセンター	砧3-9-11
34		コーポ友愛	砧3-9-11
35		おおらか学園	船橋1-30-9
36	烏山	給田福祉園	給田5-2-7
37		烏山福祉作業所	北烏山1-29-15
38		都立久我山青光学園	北烏山4-37-1



5. 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）（抄）

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

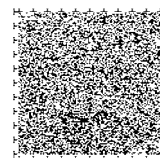
「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

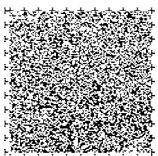
- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。
- (b) 差別されないこと。
- (c) 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。



- (d) 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービスの利用を可能にすること。
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

第四条 一般的義務

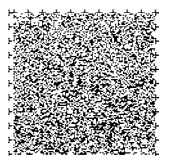
- 1 締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
 - (c) すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) 個人、団体又は民間企業による障害を理由とする差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
 - (f) 障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たりユニバーサルデザインを促進するため、第二条に定めるすべての人が使用することのできる製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、又は促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな技術（情報通信技術、移動補助具、装置及び支援技術を含む。）であって、妥当な費用であることを優先させたものについての研究及び開発を約束し、又は促進し、並びにその新たな技術の利用可能性及び使用を促進すること。
 - (h) 移動補助具、装置及び支援技術（新たな技術を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用可能なものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する研修を促進すること。



- 2 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用可能なものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施に当たり、並びにその他の障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第五条 平等及び差別されないこと

- 1 締約国は、すべての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

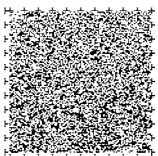


第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童と平等に、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（家族を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢を理由とするものを含む。）と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (iii) 障害者の技術、価値及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
 - (b) 教育制度のすべての段階（幼年期からのすべての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
 - (c) すべてのメディア機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
 - (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。



第九条 施設及びサービスの利用可能性

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

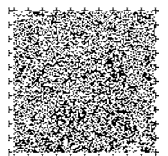
- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
- (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、障害者にとっての施設及びサービスの利用可能性のあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) 障害者が直面している施設及びサービスの利用可能性に係る問題についての研修を関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開放された建物その他の施設において、点字の標識及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の標識を提供すること。
- (e) 公衆に開放された建物その他の施設の利用可能性を容易にするための生活支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
- (f) 障害者による情報の利用を確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- (g) 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム（インターネットを含む。）の利用を促進すること。
- (h) 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。



- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

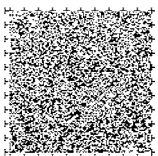
2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
- (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

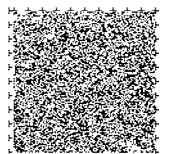
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
- (b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
- (c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。



5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

<資料：文部科学省>



6. 第4期障害福祉計画に係る国の基本指針（抜粋）

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

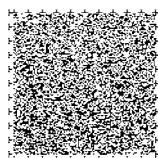
（障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方）

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定。
- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。
- ・平成26年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- ・施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべき。



二 入院中の精神障害者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針に示された入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値を設定。

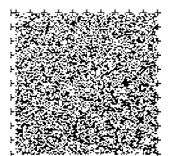
- 平成29年度における入院後3か月時点の退院率64%以上
- 平成29年度における入院後1年時点の退院率91%以上
- 平成29年6月末時点の長期在院者数（入院期間が1年以上である者）を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減。

三 地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能
相談（地域移行、親元からの自立等）
体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
専門性（人材の確保・養成、連携等）
地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
 - 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本
- ＊地域生活支援拠点：各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
- ＊面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

四 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として目標値を設定。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指す。
- 就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率については、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。



7. 第4期障害福祉計画に向けた東京都の基本的考え方（抜粋）

第4期障害福祉計画については、国の基本指針、東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ、区市町村と東京都の間で密接な連携を図りながら以下の諸点に留意して作成する。

第1 障害福祉計画にかかる基本的事項

○東京都は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前で働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指す。

基本理念Ⅲ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現

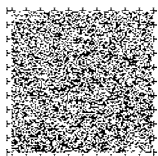
障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指す。

第2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○東京都は、更なる地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本に、区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定する。

○東京都は、入所施設における入所者の地域生活への移行に向けたより効果的な取組を進めるための支援を検討するとともに、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援していく。



- 東京都においては、平成17年10月1日現在の入所施設定員数を超えないとする第3期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組むこととする。
- 計画上の入所施設定員数にかかわらず、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行に配慮する必要がある。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

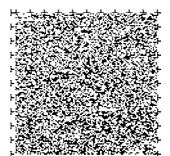
- 東京都は、入院中の精神障害者の地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即して成果目標を設定する。
- 区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める。（※国の指針により区市町村での数値目標は定めない）

3 地域生活支援拠点等の整備

- 東京都においては、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、国のモデル事業の取組を踏まえて、必要な支援を検討していく。

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、国の就労移行支援事業の利用者数は設定せず、引き続き、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を都独自の目標として設定する。
- 東京都は、区市町村の見込量を集計したものを基本として必要な調整を図ったものを活動指標とし、あわせて、関係部局と連携し、労働施策との連携による障害者雇用の推進に関する活動指標を設定する。
- 成果目標の達成に向けて、東京都は、東京都障害者就労支援協議会を通じて、経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所等と連携して、障害者雇用を推進していく。
- 引き続き区市町村障害者就労支援事業を推進するとともに、就労支援機関の支援力の向上や職場定着支援の推進に向けて取り組んでいく。
- 東京都は、福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指す。
- これまでの取組の実績を踏まえ、次期工賃向上計画の策定に向けて、共同受注体制の基盤づくりなど工賃アップに向けた取組の充実のための支援策を検討する。



- 区市町村が地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓や、事業所への経営コンサルタントの派遣等を行う事業に積極的に取り組むよう、引き続き、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により支援を行う。
- 障害者優先調達推進法に基づき、東京都が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る。

第3 障害福祉サービス等の必要見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等の必要見込量

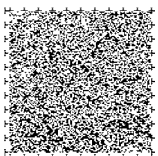
- 東京都は、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成する。
- 障害福祉サービス等の量の見込みを定める区域は、東京都全域とする。

2 サービス見込量を確保するための方策

- 地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する。
- 所有地の活用や定期借地権の一時金に対する補助等地域生活基盤整備に係る用地確保への支援の充実を検討する。
- 地域におけるグループホームの質を向上させるために必要な支援について検討する。

第4 地域生活を支える相談支援体制等の整備

- 東京都においては、引き続き、区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実にやっていく。
- 東京都は、引き続き先進的取組事例の紹介や協議会委員等の交流機会の提供を行い、区市町村の協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）の活性化を支援する。
- 障害者の虐待防止については、区市町村において通報等を受け付け、障害者福祉施設従事者等による虐待及び利用者による虐待には東京都と連携して対応する。
- 東京都は、利用者による虐待通報等の受付、区市町村相互間や関係機関との連絡調整や情報提供等を行うとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修による人材育成を実施し、虐待防止に向けた体制の構築を支援する。
- 東京都は、都道府県地域生活支援事業について障害福祉計画に位置付けるとともに、住民に身近な区市町村と連携しながら、人材の養成や広域的な調整を図るなど、広域自治体として地域における体制整備を支援していく。



第5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

○精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害等、多様な障害特性に応じたきめ細かな対応が必要な障害者について、福祉と保健・医療等との連携による支援体制の充実を図る必要がある。

第6 障害児支援体制の整備

○東京都は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、障害児入所支援の見込量を設定するとともに、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を作成する。

○児童発達支援センターについて、専門的機能を活かして地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められており、地域支援体制の整備を進めるため、設置の促進を図る必要があることから、東京都は支援策について検討する。

○重症心身障害児（者）についても、身近な地域での生活を支援していくため、日中活動の場の重点的整備への支援の継続について検討する。

○障害児入所施設については、経過措置期間中における18歳以上の入所者の動向など、各施設の状況等に配慮が必要であることから、経過措置期間終了に向けて、今後、必要な定員の確保等について検討を進めていく。

○障害児相談支援について、区市町村の体制整備が着実に進むよう、相談支援専門員の養成を行う。

第7 人材の確保・育成

○東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に推進する。

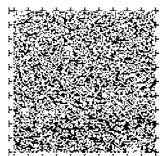
○利用者自らがサービスを選択し、利用できるよう、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進する。

○在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成、区市町村の障害者虐待防止担当職員の資質向上や、施設職員等の強度行動障害の特性に応じた支援への理解を進めるための研修等を実施し、障害者の特別なニーズへの対応や権利擁護の体制の確保を図る。

○旧重症心身障害児施設の看護師については、研修や資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境改善及び募集対策に取り組むことにより、確保・定着及び質の向上を図る。

＜資料：東京都福祉保健局＞

（第7期東京都障害者施策推進協議会第4回専門部会資料3 第4期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（案）より）



8. ハートシティ東京（東京都福祉保健局作成ホームページ）

「みんなで支えあい、つながる社会 障害による心の壁をつくらない」をテーマに「障害を知る」「サポート方法」「イベント情報」などのコンテンツを盛り込んだサイトです。http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tokyoheart/
パズルのピースが合わさって、ハートを形作っているイラストが目印です。
パソコン及びスマートフォンに対応しています。
世田谷区のホームページからもリンクしています。

【トップページ】



東京都福祉保健局
Bureau of Social Welfare and Public Health

文字サイズ 標準 大きく 背景色 黒 青 白 検索

心のバリアフリー つながるやさしさ
ハートシティ東京

※当ウェブサイトでは一部にJavaScriptを使用しています。ご覧になる際はブラウザが既定でJavaScriptを有効にしてご利用ください。

トピックス TOPICS ▶ 第31回障害者のためのふれあいコンサートを開催します。 一覧へ ▶

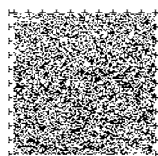
障害に関するシンボルマーク ▶

障害を知る STUDY
障害について知って
もらいたいこと

サポート方法 SUPPORT
障害別の困ったこと、
サポートする方法

イベント情報 EVENT
取り組み情報や
イベント情報

みんなで支えあい、
つながる社会
障害による心の壁をつくらない



【内容（抜粋）】

どんな障害があるの？

障害には、さまざまな種類があり、特徴も対応方法もそれぞれ異なります。
各障害について正しく理解して、誰もが過ごしやすい優しい社会を目指しましょう。



▶ 視覚障害

全く見えなかったり、文字等がぼやけて読めなかったりする障害です。



▶ 聴覚障害

音を感じたり、会話を聞き取ることが難しくなる障害です。



▶ 肢体不自由

病気やケガなどにより、体の一部もしくは全体に起こる障害です。



▶ 内部障害

内臓の機能や免疫機能が弱まるなど、体の内部に起こる障害です。



▶ 知的障害

知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活を送る上で様々な不自由が生じる障害です。



▶ 精神障害

精神機能に障害が生じ、日常生活や社会参加が困難になる障害です。



▶ 発達障害

自閉症や学習障害など、脳機能の発達に関係する障害です。



▶ 高次脳機能障害

脳の一部を損傷したことにより、思考や言語など脳機能の一部に不自由が生じる障害です。

障害者へのサポート方法

お店の中や乗り物など、障害のある方たちは日常生活のさまざまな場面で不自由さを感じています。どのような場所で、どんな困難に直面しているのかを知り、適切なサポートを心がけましょう。



街の中で困ったこと

【視覚障害】横断歩道を渡るタイミングが難しい。

サポート方法 ▶

【視覚障害】誘導用ブロックの上に物が置かれていて通れない。

サポート方法 ▶

【視覚障害】盲導犬に声をかけたり、触ったりしてしまう人がいる。

サポート方法 ▶

【肢体不自由】重い車で横断歩道から歩道に上がるときの段差を超えるのが大変。

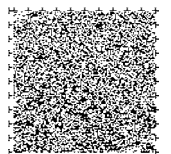
サポート方法 ▶

【知的障害】状況に応じた行動をすることや見通しをもって考えることが難しい。

サポート方法 ▶

「お店の中、レジャー施設で困ったこと」「乗り物で困ったこと」「職場、学校などで困ったこと」「日常生活で困ったこと」のサポート方法も掲載しています。

＜資料：東京都福祉保健局＞



9. 世田谷区障害者優先調達推進方針

1 目的

障害者が住み慣れた地域で、経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という）に対する需要の促進を図り、当該施設等の受注を安定的に確保することが重要である。

このため、本区では「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という）第9条第1項の規定に基づき、障害者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、区の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 平成26年度の調達方針

（1）調達の対象となる障害者就労施設等

本区において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

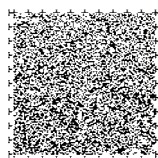
②障害者を多数雇用している企業

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- ・ 障害者の雇用者数が5人以上
- ・ 障害者の割合が従業員の20%以上
- ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



③障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

④区内障害者就労施設等への物品および役務の共同受注窓口

ア 世田谷区障害者作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱（平成20年3月26日19世障地第1069号）で定める受託事業者（特定非営利活動法人障害者支援情報センター）

イ 世田谷区福祉ショップ運営事業補助金交付要綱（平成11年3月31日世在サ施発第445号）で定める福祉ショップ（ショップぴあ喜多見）

（2）調達の対象品目

本区において調達の対象とすべき物品については、次のとおりとする。

①物品

- ・事務用品、書籍等（筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など）
- ・食品類（パン、焼き菓子、野菜、味噌、お弁当など）
- ・小物雑貨（布製品、紙すき製品、カレンダー、陶芸作品、プリザーブドフラワーなど）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品（防災用品、安全用具 など）

②役務

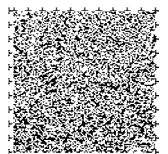
- ・印刷（名刺、封筒、パンフレット、報告書、冊子 などの印刷）
- ・クリーニング（リネンサプライ クリーニング など）
- ・清掃業務等（公園清掃、建物清掃、除草、イベント休憩所管理など）
- ・情報処理 テープおこし（データ入力、アンケート集計 など）
- ・飲食店等の運営
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務（封入封緘、シール貼り、袋詰め、ポストイング業務 など）

（3）物品等の調達の目標

区は、区全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることを目標とする。

（4）物品等の調達の推進方法

- ①障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等の調達に努めるものとする。



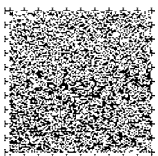
- ②障害者就労施設等からの物品等の優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を各所管において十分に検討する。
- ③障害者就労施設等から提供可能な物品等は、障害者施設製品カタログ「はっぴいハンドメイドBOOK」、作業紹介リーフレット「地域ではたらく」に掲載し配布するほか、職員ポータル、庁内公開サイトにおいて情報提供を行う。各所管はこれらの情報をもとに障害者就労施設等に調達を依頼するものとする。
- ④障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

（5）調達実績の把握、公表

- ①本方針に基づく調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、区のホームページ等で公表する。
- ②障害者地域生活課は、年間の調達実績について、作業所ネットワーク定例会等を活用し評価と分析を行い、次年度の調達方針に反映していく。

4 その他

- （1）障害者就労施設等からの物品等の調達に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- （2）この方針は、平成26年6月17日より施行する。



10. 計画策定の経過

(1) 地域保健福祉審議会への諮問

区は、平成25年10月28日開催の第57回世田谷区地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）に、「新せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について諮問しました。審議会は諮問を受けて、審議会の部会である世田谷区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）で審議を進めました。

(2) ニーズ等の把握

区は平成26年1月31日から2月17日にかけて、計画策定の基礎資料とするための郵送方式による調査を実施しました。身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害、難病患者に対しては、障害者（児）の日常生活のニーズや保健福祉サービスの利用の実態を、障害福祉サービス事業所や障害者施設等については、経営実態や人材確保の状況をそれぞれ調査しました。

(3) 推進協議会における審議と中間のまとめ

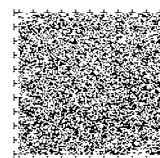
推進協議会は、平成25年11月から、せたがやノーマライゼーションプラン・第4期世田谷区障害福祉計画（以下「計画」という。）策定について審議を進め、検討状況について、平成26年7月9日の第59回審議会に報告しました。区は、審議会から中間のまとめについて報告を受け、また、平成26年7月11日に開催された平成26年度第1回世田谷区自立支援協議会へ説明し、意見を伺いました。

(4) 計画素案の策定及び区民意見募集

区は、これまでの検討状況を踏まえて、平成26年8月に計画の素案を策定しました。平成26年9月12日から10月3日まで、区民意見提出手続（パブリックコメント）による意見募集を実施するとともに、10月3日には、計画策定に係るシンポジウム「みんなで考える これからのせたがやノーマライゼーション」を開催し、障害者、家族、事業者等からの意見を伺いました。

(5) 計画策定についての答申

推進協議会における調査審議、シンポジウムやパブリックコメントにおける区民・事業者等の意見等を踏まえ、平成26年11月7日の第60回審議会において、答申案について審議が行われました。その後、区は審議会より計画の策定について答申を受けました。また、平成27年1月30日に開催された世田谷区自立支援協議会に答申内容を説明しました。

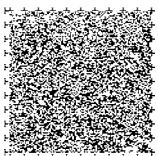


(6) 計画(案)の作成

区は審議会の答申を受けて計画案を作成し、平成27年2月9日の推進協議会、平成27年3月6日の審議会に報告しました。

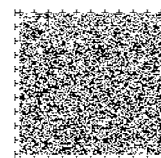
(7) 庁内における検討

区は関係所管で構成する「せたがやノーマライゼーションプラン検討委員会」及び「世田谷区障害福祉計画検討委員会」並びに同作業部会を設置し、平成25年12月以降、計画についての庁内検討を行いました。



【審議会・推進協議会等の経過】

開催日	会議名	内容
平成 25 年 10 月 28 日	第 57 回世田谷区地域保健福祉審議会	「新せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について(諮問)
平成 25 年 11 月 18 日	平成 25 年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会	計画の策定について
平成 26 年 1 月 31 日～ 2 月 17 日	障害者(児)実態調査	障害者(児)及びサービス提供事業者を対象に郵送方式で実施
平成 26 年 2 月 10 日	平成 25 年度第3回世田谷区障害者施策推進協議会	計画策定の進捗状況及び実態調査の実施について
平成 26 年 2 月 13 日	第 58 回世田谷区地域保健福祉審議会	実態調査の実施及び今後のスケジュールについて
平成 26 年 5 月 21 日	平成 26 年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会	計画内容の検討について
平成 26 年 6 月 23 日	平成 26 年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会	中間のまとめ(案)について
平成 26 年 7 月 9 日	第 59 回世田谷区地域保健福祉審議会	中間のまとめについて
平成 26 年 9 月 12 日～ 10 月 3 日	せたがやノーマライゼーションプラン・第4期世田谷区障害福祉計画(素案)に対する区民意見提出手続(パブリックコメント)の実施	提出人数 127 名 意見総数 212 件
平成 26 年 10 月 3 日	シンポジウム「みんなで考える これからのせたがやノーマライゼーション」開催	参加人数 150 人
平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年度第3回世田谷区障害者施策推進協議会	答申(案)について
平成 26 年 11 月 7 日	第 60 回世田谷区地域保健福祉審議会	「新せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について(答申)
平成 27 年 2 月 9 日	平成 26 年度第4回世田谷区障害者施策推進協議会	計画(案)について
平成 27 年 3 月 6 日	第 61 回世田谷区地域保健福祉審議会	計画(案)について



1.1. 計画素案に対する区民意見と区の考え方

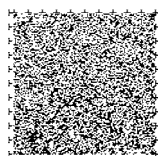
意見募集期間 平成26年9月12日（金）～10月3日（金）

意見提出人数 127人（ハガキ77、封書3、ファクシミリ2、ホームページ16、持参5、電話4、シンポジウムにおける素案に対する意見20）

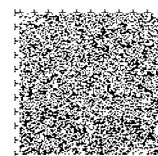
合計意見数 212件

1 計画全体に関すること 37件

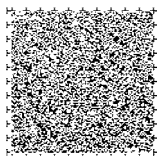
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	計画策定にあたって、障害当事者や団体、家族の意見を聞いてほしい。	3	今回の計画策定にあたり、障害者（児）実態調査を実施するとともに、障害者団体、障害当事者等が区民委員として参加する「世田谷区障害者施策推進協議会」における審議を行いました。また、パブリックコメント（区民意見提出手続）やシンポジウムにおいても、障害当事者やご家族からの意見をいただき、計画への反映を行いました。
2	策定した計画は着実に実行してほしい。	2	計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）を繰り返していく「PDCAサイクル」に基づき、年1回以上その実績を把握します。
3	計画の推進にあたり、必要経費や対象者などをしっかり把握し、コスト感覚をもって取り組むべきだ。	1	障害者自立支援協議会等からのご意見を参考に、障害者施策推進協議会における評価・検証を行い、必要に応じて計画の変更や見直しを行います。
4	実効性のある計画にすべきだ。	1	
5	広く区民にアンケートを行った上で、具体的に施策を推進してほしい。	1	
6	計画の内容がよくわからない。	2	「せたがやノーマライゼーションプラン-世田谷区障害者計画-は、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。第4期世田谷区障害福祉計画は、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。今回は2つの計画を合わせて策定します。
7	「せたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害者計画）」と「第4期世田谷区障害福祉計画」の関係がわかりにくい。	1	



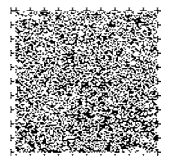
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
8	心のバリアフリー・障害枠で考えず個人レベルで考えてほしい。障害者が生きやすい社会は結局、全ての人が人権を尊重された社会になると思う。	1	せたがやノーマライゼーションプランの基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」の実現に向けて、各種事業を推進してまいります。
9	軽度の障害者に対しても支援をしてほしい。	1	
10	障害者として認定されていないが、障害による特性のある人への対策を行ってほしい。	1	
11	知的障害者、精神障害者に対する施策を充実させてほしい。	1	
12	新型出生前診断など、障害者抹殺につながる優生思想に区として反対してほしい。	1	
13	障害のある人にとって住みやすいまちは、誰にとっても暮らしやすくなると思う。日本で一番安心して暮らせるまちになってほしい。	1	
14	計画の実現に向けて、障害の内容・程度に応じた具体的なモデルがあるとよいのではないか。	1	障害の有無に関わらず誰もが、地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動できるよう、様々な分野で区民・事業者・区が連携・協働して、障害者がみずからの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めるとともに、本人の意向や障害の状況に合わせて、個別に障害福祉サービスの利用やサービス等利用計画の策定等を通じた支援を行います。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
15	すべての人が住み慣れた世田谷で住み続けられるように「持続可能な社会-世田谷」の地域づくりに取り組むべきです。新しい互助を作り出すために、『公助・互助』提案のための中期的作業が必要です。こうした基本理念に基づく「せたがや宣言」を行い、中期政策を作成する検討委員会は、苦しい生活を体験した20代・30代の若い世代で構成してほしい。	1	区の今後の20年の公共的指針として、平成25年9月に区議会で議決された世田谷区基本構想がございます。この中では、多様な人材がネットワークをつくり、信頼関係に支えられて誰もが安心して暮らすことができる都市を築いていくことが必要であると考え、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする等のビジョンを設定しております。また、この基本構想を踏まえた、10年間の区政運営の基本的な指針となる基本計画の基本方針に、住民自治の確立や自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進を掲げ、区の計画や条例の策定などへの区民参加の機会を充実し、若者や青少年活動の場の活用を通じた参加・参画、住民の意思を尊重した区政運営を行い、政策の実現を図ってまいります。これらの考え方や指針のもと、本計画を策定し、取り組んでまいります。
16	障害ではなく「障がい」と表記してほしい。	1	国において、表記の方法について検討中の状況であり、法律名称等の多くは「障害」と表記しています。表記を変更した場合の対応が難しい面もあるため、区では現状では「障害」という表記を使用しています。なお、計画の策定にあたり、障害者団体や障害当事者も委員として参加する「障害者施策推進協議会」において、「障害」の表記について区の現状をお伝えするとともに、意見交換を行い、ご理解をいただいています。（平成25年9月、平成26年6月）
17	国連障害者権利条約に基づき、世田谷区の障害施策を「医療モデル」から「社会モデル」へ転換してほしい。	2	障害のとらえ方として、病気や機能障害を重視する従来の「医療モデル」と言われる考え方に、環境を重視する「社会モデル」の考え方を取り入れることは、国連障害者権利条約の批准を踏まえ、重要であると考えています。そうした考え方を踏まえて、せたがやノーマライゼーションプランの基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けて施策を展開してまいります。



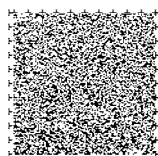
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
18	ノーマライゼーションプランという計画名は変更するべきだ。	9	「ノーマライゼーション」とは、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方です。区は、平成7年6月に障害者基本法に基づく障害者計画として、「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、今回もその計画名を継承しました。ご理解いただく一助となるよう、ノーマライゼーションの考え方について、計画に追記しました。
19	障害福祉計画という計画名は変更するべきだ。	2	障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定いたします。副題の設定等、計画名の表記については、今後の計画策定にあたり参考とさせていただきます。
20	世田谷版地域包括ケアシステムの推進にあたり、仕組みの構築を慎重に行ってほしい。	4	<p>地域包括ケアシステムの推進に向け、あんしんすこやかセンターの相談対象の拡大、出張所・まちづくりセンターの一体整備や、三者が連携しての問題の早期発見、相談支援体制の強化、地域資源の開発等に取り組む、地域包括ケアの地区展開を図ります。</p> <p>障害者の相談支援体制については、これまでの取り組みをさらに強化・充実させ、あんしんすこやかセンターからの引き継ぎも含め、包括的・継続的ケアマネジメントに基づき、様々な障害種別に対応できる相談支援体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者等をはじめとするネットワークの強化、サービスの提供体制の充実、専門人材の確保、人材育成の充実を図ります。また、地域人材の発掘・育成に取り組み、身近な地域での参加と協働の地域づくりを目指します。</p>



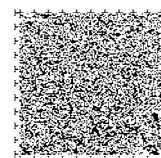
2 せたがやノーマライゼーションプランに関すること 133件

(1) 中項目1 生活支援（せいかつ） 23件

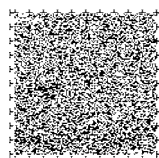
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	65歳以降も介護保険に移行させず、障害福祉サービスが利用できるようにしてほしい。	3	現在の制度では、65歳以上の障害のある方について、同一内容のサービスがある場合は、原則として介護保険のサービスが優先されることとなっていますが、同一内容のサービスがない場合など、引き続き障害福祉サービスが受けられる場合もあります。国は、障害者総合支援法の施行後3年を目途として、高齢の障害者に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとしています。区としては、引き続き、法改正や国の検討状況を注視してまいります。
2	24時間公的介助保障を実現してほしい。	2	区は、障害のある方が安心して地域で自立した生活を継続できるよう、ホームヘルプサービス等の充実に努めてきており、本人就寝中についても支給決定する事例が増えています。国は、障害者総合支援法の施行後3年を目途として、常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとしています。区としては、引き続き国の検討状況を注視し、区の施策へ反映させてまいります。
3	区の定める障害福祉サービスの支給決定基準を超える「非定型の支給決定」にあたり、実態に沿った支給決定や柔軟な対応をしてほしい。	1	
4	障害者が24時間安心して日々の生活を送れるよう、計画に記載してほしい。	1	
5	奥沢に身体障害者の通所施設を作してほしい。または通所施設に自分で送迎を確保して利用することを認めてほしい。	1	新規施設の相談の際には、施設の少ない地域を事業者へ情報提供するなど、地域的な偏在が解消できるよう努めてまいりたいと考えております。施設の送迎については、各事業所の考え方や施設上の制約等もあるため個別にご相談いただくこととなります。
6	障害者の入所施設を増やしてほしい。	1	せたがやノーマライゼーションプランにおいて「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念としています。これを踏まえ、平成31年度開設予定の梅ヶ丘拠点における障害者施設において、地域生活支援型入所施設を整備し、概ね3年間の訓練と専門員によるコーディネート等により「自分らしい生活」を送れるよう支援していく予定です。また、併せて、地域生活の場としてグループホームの整備や新たな住まい方を検討していきます。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
7	移動支援の資格要件を撤廃し、通年・長期に渡る利用もできるよう、制度を拡充してほしい。	1	移動支援事業につきましては、一定の条件を満たす場合、通年・長期に渡る通学や通所に利用することが可能です。また、知的障害者・精神障害者の移動支援に従事する資格を得ることは、例えば3日間程度の研修である行動援護従事者養成研修を修了することでも可能となります。
8	緊急介護人派遣事業について柔軟な運用をしてほしい。	1	緊急介護人派遣事業は、介護者の病気など緊急の場合に介護人を派遣する制度であり、障害者総合支援法のサービスを補完する事業として、引き続き、継続していく予定です。現在、対象となっていない方へは、総合支援法のサービスをご案内しております。
9	区が区内数か所に看護・介護つきの公衆浴場を設けて、障害者、高齢者、子育て家庭などが利用できるようにしてはどうか。	1	区では「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、公衆衛生の向上・増進と、住民福祉の向上に寄与するため、公衆浴場の存続に向け、公衆浴場産業の振興と、経営の安定化に向け取り組んでおります。この目的を実現するため、浴場と区との協働により、区民の皆さんなどがさらに「まちのお風呂屋さん」を利用していただけよう、様々な工夫を重ねているところです。いただいたご意見を踏まえ、その実現可能性を浴場の方々と探ってまいります。
10	重度障害者の自宅入浴について、ヘルパー研修などの機会を設けてほしい。	1	訪問入浴につきましては、自宅入浴が困難な場合に実施しております。入浴を介助するヘルパーの技術向上に向け、研修等の実施について、機会をとらえて事業者働きかけてまいります。
11	区内の障害者通所施設の中には、運営を通じて優れた支援のシステムとノウハウを蓄積しているところがある。高く評価されてよいと思う。	1	第三者評価の公表も含め、各施設間での施設長会等を通じて、より優れた支援の取組みについて、情報を共有し、レベルアップに努めてまいります。
12	障害施策推進課が運営している基準該当事業所を、恒久的に継続するとともに、新規利用者の登録を可能にしてほしい。	1	区の基準該当事業所は、平成15年度に措置制度から支援費制度に移行する際の経過措置として設けたものです。引き続き運営を継続してまいります。新規にサービスを受給される方へは、民間の事業所をご案内しております。



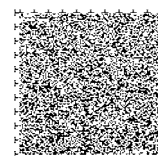
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
13	障害福祉サービス事業者のサービス内容を第三者機関でチェックしてほしい。	1	区では、これまでも第三者評価(サービスの質について、公正かつ中立な第三者機関が、専門的かつ客観的立場から評価すること。)の受審を促進しております。今後も、第三者評価の更なる受審促進を図るとともに、サービス提供事業者への適正な指導・助言により、サービスの質の向上に努めてまいります。
14	総合福祉センターで実施されている児童に対する事業や基幹相談支援センターは、民間ではなく区が引き継いでほしい。	1	梅ヶ丘拠点においては、総合福祉センターで実施している事業のほか、障害者の地域生活を支える拠点施設として、施設入所支援や生活介護、放課後等デイサービス、ショートステイなどの機能を一体的に整備する予定です。区は、こうした拠点機能を一体的に運営できる能力を持つ事業者を適切かつ総合的に評価・選定するとともに、児童発達支援事業においてもこれまで総合福祉センターで行っていた専門職によるアセスメント機能を付加する予定です。基幹相談支援センターについても、その役割機能を明確にし、梅ヶ丘拠点において整備する相談支援機能に一体的に配置することで、より有機的な連携を通じた機能強化を図っていきます。
15	総合福祉センターの児童に関する機能は民間ではなく区が引き継いでほしい。	1	梅ヶ丘拠点の区複合棟では、地域活動・障害者団体活動支援の機能を導入し、団体の活動の場として会議室等の諸室を提供することを想定しております。温水プール(水治療法室)の存続につきましては、維持管理や運営経費に加え、施設や設備の老朽化に伴う改修経費等の課題も踏まえ、庁内関係所管が調整を図り、利用者のご意見を伺いながら、存続の方向で検討してまいります。
16	総合福祉センターの会議室機能を存続してほしい。	1	
17	総合福祉センターの温水プールを存続してほしい。	2	
18	梅ヶ丘拠点施設の運営法人には、障害者施設の実績があり、理念と見識を持つ法人を選定してほしい。	1	梅ヶ丘拠点の民間施設棟の整備・運営事業者は、公募型プロポーザル方式により、施設整備や運営についての具体的提案を受け、学識経験者を含む審査委員会の審査を経て選定します。この審査項目には、過去の運営実績や本施設の運営理念なども含まれています。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
19	梅ヶ丘拠点整備における通過型入所施設については、移動支援など、利用者が使いやすいように配慮してほしい。	1	施設に入所されている方への移動支援は、原則として施設のスタッフが行うこととなりますが、通過型施設の性格を踏まえ、入所者や運営主体の意向も考慮の上検討してまいります。

(2) 中項目2 保健・医療（けんこう）6件

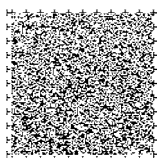
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	訪問看護師は、定期的な訪問だけでなく、容態が悪化したときにも対応してほしい。	1	訪問看護は、通常の日中にサービス提供を行います。夜間や休日の対応をする事業者があります。夜間等の緊急対応が予測される場合にはケアマネジャーに相談して、夜間対応のある訪問看護事業者に依頼することが必要です。いま国では、診療報酬の改定などにより、訪問看護ステーションの機能強化等により夜間等の対応の充実を図っているところです。
2	耳鼻科・歯科について、障害者が利用しやすいよう医療との連携を図ってほしい。	1	耳鼻科や眼科などの専門外の診療科への受診が必要になった場合に患者の状況を伝え受診が円滑に行われるための連携は重要です。国では、適切な医療が受けられるよう、診療報酬により、耳鼻科や眼科などの診療科の診療所や病院への患者紹介などの促進を図っています。区では、医師会等と連携し地域の医療機関の連携を推進し、必要な医療を受けることができるよう環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。
3	福祉と医療の連携を進めてほしい。	1	医療・介護を要する障害者等が在宅で療養するためには、医療・福祉のサービス関係者が情報を共有し、一体的にサービス提供が行われることが重要です。区では、地域の医療機関、介護事業者等による会議を行うなどにより連携の推進に取り組んでまいります。
4	医療ケアを必要とする重症心身障害児者の短期入所施設を区内に設置してほしい。	1	障害者施設を整備する際には、整備・運営事業者と受入数の確保に努め、短期入所の併設を誘導するとともに、夜間の見守り体制の充実などについても働きかけてまいります。
5	通所施設における医療的ケアの範囲と内容を示してほしい。	1	講習・実習を受けた介護職員が、認定特定行為業務従事者として提供できる医療的ケアの内容は、吸引(口鼻腔、気管)、経管栄養(胃ろう)と理解しております。



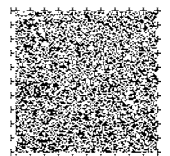
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
6	病院のリハビリ施設を入院中だけでなくも利用できるようにしてほしい。	1	脳卒中などで入院し治療を行った後のリハビリテーションについては、急性期、回復期、維持期のリハビリテーションが行われます。それぞれ病院、福祉施設、老人保健施設、自宅等の場で行われます。区では、病院等と連携し、リハビリテーションに関する相談に応じることができるよう取り組んでまいります。

(3) 中項目3 生活環境（まちとすまい）30件

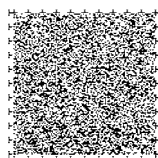
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	区内にグループホームを増設してほしい。	3	障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の確保は重要な施策であり、引き続き民間事業所の誘導により、計画的にグループホームの整備を進めていく予定です。
2	グループホームを増設してほしい。	2	
3	グループホームの整備基準は状況に合わせて緩和すべきだ。	2	グループホームの設備や人員配置基準は国の定める基準に従って整備を進める必要があります。
4	精神病院をグループホームに転用する政策に区として反対してほしい。	1	国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。
5	公団住宅の空き室をグループホームとして利用できるようにしてほしい。その際は、身体障害者、車いす利用者も利用できるよう、設備について配慮してほしい。	1	区では、公営住宅の建替時の余剰地や民間住宅を活用して、グループホームなどの整備に取り組んでおります。整備にあたり、ユニバーサルデザインの視点から、車イスの対応などに配慮してまいります。
6	グループホーム向け住宅情報が実際の整備に結びつかなかった理由を具体的に示してほしい。	1	提供されるグループホーム向け住宅物件情報と、法人が整備する計画施設の内容や条件が合致しない状況がございました。
7	平日夜や土日祝日に、既存の通所施設を利用してショートステイができるようにしてほしい。	1	通所施設でも、短期入所を併設している法人もありますが、それ以外の既存の通所施設でショートステイを行うことは、施設上制約もあり難しいと考えます。区では、緊急時一時保護として、施設利用者については緊急時に施設職員と宿泊する仕組みはございますが、人員配置・施設等の状況から、土日祝日の対応は困難な状況です。



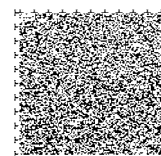
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
8	区内でミドルステイ(※概ね1ヶ月～6か月程度)ができるようにしてほしい。	2	区内では、短期入所利用の需要が多くあり、利用希望に応えられないケースもあるため、施設によって異なりますが、法内の短期利用については、1回の事由に付き2泊3日を原則とし、月10日を限度として利用いただいております。特殊な事情がある場合には、この限度を超えて利用者が直接施設との契約により、例えば、最長で3ヶ月利用いただいている状況もあります。今後、区として区内及び近隣区市を含め、ミドルステイに対応できる施設の確保に向け、既存の事業者に働きかけるとともに、新たに民間事業者による施設整備の機会をとらえるなど、誘導に努めてまいります。
9	バリアフリー仕様で障害者が住みやすい住宅の建築や斡旋をしてほしい。	1	障害者、高齢者等が民間賃貸住宅を探す場合、そのお手伝いをする「賃貸物件情報提供サービス」があります。相談は区内の不動産業者(宅地建物取引主任者)が対応、希望に沿った物件を探すサポートを行っています。 また、区では、毎年度、計画的に区営住宅のバリアフリー改修工事を行い、入居者の募集を行っています。
10	障害があっても、働いていなくても、ひとり暮らしができるように住まいについて支援してほしい。	1	障害者、高齢者等が民間賃貸住宅を探す場合、そのお手伝いをする「賃貸物件情報提供サービス」があります。相談は区内の不動産業者(宅地建物取引主任者)が対応、家賃、間取り等相談者の条件にあう物件を探すサポートを行っています。また、障害者、高齢者の方等単身者向けに、区営住宅・区立住宅を提供しています。
11	道路を平坦に整備してほしい。	1	ユニバーサルデザインに基づき、歩きやすい道づくりを目指しております。道路の凹みや段差等、歩きづらい箇所がありましたら、各地域の土木管理事務所へご連絡ください。現地の状況を確認いたします。
12	歩道の拡張や整備を進めてほしい。	3	歩道の新設及び既存の歩道段差をなくすなどのユニバーサルデザインに基づいた整備をしていきます。また、平成26年度より、新たな電線地中化5ヵ年計画を策定し、可能な箇所から電線地中化に取り組んでまいります。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
13	私道上に物を置くことについても、規制を設けてほしい。	1	私道に関しましては、道路に物が置かれていても取り締まりや注意をすることができません。今回のようなケースは、各総合支所地域振興課計画・相談へご相談ください。
14	歩道における自転車やスマートフォン利用者が危険なので規制を強化してほしい。	1	自転車は車両なので原則車道を走行すべきであり、例外的に歩道を走行する場合も、あくまで歩行者が優先です。スマートフォン使用等の「ながら」歩行も駅ホームからの転落事故の原因となっているように、大変に危険です。自転車安全利用や歩行マナーの啓発を進めてまいります。
15	放置自転車の取締りを進めてほしい。	1	放置自転車は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、緊急自動車の通行や活動の支障となるなど、大変迷惑な存在です。区では今後とも自転車駐車場の整備、自転車の適正な駐輪等の啓発、自転車の撤去等の放置自転車対策を進め、安全で快適な通行環境の確保に努めてまいります。
16	住宅の敷地内の植木が道路にはみ出しているのは障害者にとって危険だと思う。	1	樹木がはみ出し、危険な箇所がありましたら、各土木管理事務所へご連絡ください。樹木の所有者に剪定を依頼します。
17	点字ブロックへの理解を深めてほしい。	1	点字ブロック上に駐輪されると、視覚障害者の歩行の妨げになります。このため、必要に応じて、点字ブロックに駐輪の禁止や物を置かないよう警告シートを貼ります。
18	障害者に配慮した街づくりをしてほしい。	1	ユニバーサルデザイン推進計画に基づき、できるだけ多くの方が利用しやすいまちとなるように整備を進めてまいります。
19	八幡山駅周辺の小売店やスーパーなどに、高齢者や障害者が休める椅子を設置してほしい。	1	トイレやベンチの整備は様々な整備主体と連携して進められるよう検討してまいります。
20	障害のある家族の通院にかかる介護タクシー代が高額であり、区のタクシー券を使用しても負担が大きい。	1	事業者により、送迎の料金や時間制で行っている事業者など料金体系が、事業所ごとに違っており、世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」では、利用者の状況にあった事業者を紹介することができます。また、区でリフト付タクシーを1台借り上げており、メーター運賃のみでご利用いただけます。タクシー券の金額増につきましては、難しい状況にあります。

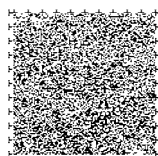


	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
21	区内に文化施設や福祉施設に行きやすくなるよう、コミュニティバス等を整備してほしい。	1	区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もございますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングに合わせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。
22	鉄道のバリアフリー環境(動線の整備、ホームドアの設置)を整えてほしい。	1	区内の鉄道駅のバリアフリー環境については、全ての駅で段差を通らずに移動できるバリアフリー化された経路が整備されました。引き続き、鉄道駅のバリアフリー化が促進されるよう、鉄道事業者に申し伝えてまいります。
23	障害者の中には、バス・電車の乗り降りに時間がかかる人がいる。乗務員に、それを理解してほしい。また、会社は割引の制度などについての知識や接遇などの社員教育をしてほしい。	1	いただいたご意見について、機会をとらえてバス・鉄道事業者に対し申し伝えてまいります。



(4) 中項目4 雇用・就労、経済的自立の支援（はたらき）9件

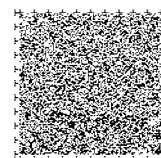
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	難病があっても働けるような社会の仕組みづくりをしてほしい。	2	「東京都難病相談・支援センター」では、東京都内にお住まいの、難病患者やご家族等からの電話相談や来所面接による各種相談を実施しており、就職に関する相談もお受けしています。また、ハローワーク渋谷では、毎週火曜日、木曜日の午前9時から午後5時まで(要予約)、難病患者就職サポーターがご相談をお受けしています。障害者総合支援法の改正により、施設で働きたい難病の方も就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業等の障害福祉サービスをご利用いただけるようになりました。今後も国の動向等を注視しながら、難病の方の就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。
2	学校を卒業した障害者の就労支援を進めてほしい。	1	区では、障害があっても安心して働き、自立した生活が送れるよう、就労支援を行う施設、障害者就労支援センターなどの支援機関が連携し、就労に向けた訓練から就労後のフォローまでの一貫した体制をつくり、就労支援に取り組んでおります。今後も障害のある方が障害特性に応じた多様なはたらき方ができ、安心してはたらき続けられるよう就労支援、雇用促進に取り組んでまいります。
3	障害者の就労支援を進めてほしい。	1	区では、チャレンジ雇用の拡充の検討の中で、知的障害者の非常勤職員としての採用についても、検討してまいります。平成25年度の区内の知的障害者の雇用実績につきましては、区内施設から25名、就労支援センターから19名、特別支援学校から23名の合計67名となっております。
4	区役所における知的障害者の非常勤雇用の計画を示してほしい。また、区内の知的障害者の雇用実績を具体的に示してほしい。	1	区では、チャレンジ雇用の拡充の検討の中で、知的障害者の非常勤職員としての採用についても、検討してまいります。平成25年度の区内の知的障害者の雇用実績につきましては、区内施設から25名、就労支援センターから19名、特別支援学校から23名の合計67名となっております。
5	地域の課題解決(空家再生、農業振興等)の際に、障害者雇用を組み合わせ検討してほしい。	1	区では、障害があっても安心して働き、自立した生活が送れるよう、関係機関等とのマッチングなどによる様々な働き方の可能性について、様々な機会をとらえて情報発信に努めてまいります。



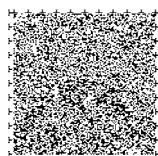
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
6	障害者を支える「年金」を創設してほしい。	1	現在、日本の年金制度には「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害共済年金」があります。いずれの障害年金制度も、障害のある方を支える年金制度です。詳細については日本年金機構や区役所、各共済組合にお問い合わせください。
7	障害年金の額を増やしてほしい。	1	年金受給額は国で決定するものであるため、国の動向を注視していきたいと考えています。障害基礎年金2級の受給額は老齢基礎年金の満額と同額となっています。障害基礎年金1級の受給額は同2級の1.25倍です。
8	区への障害年金の現況報告について、国や都の同種の手続きのよりに簡素化してほしい。	1	障害年金の現況報告については、区に提出することを国が決めているものです。手続きの簡素化について、毎年、全国都市国民年金協議会で国に要望をあげています。

(5) 中項目5 教育・文化芸術活動、スポーツ等（そだち・まなび）25件

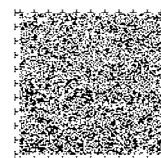
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	障害者(児)に対する理解が進むよう、障害者と健常者がともに学べるようにしてほしい。	2	区では、障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、特別支援教育の充実を図り、合理的配慮をふまえた適切な支援を進めたいと考えております。特別支援教育において、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を進めるとともに、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校との交流及び共同学習等に取り組んでまいりたいと考えています。 また、インクルーシブ教育システムなど国や都の新たな施策動向なども参考にしながら特別支援教育の一層の充実に向けて検討に取り組んでまいります。
2	障害がある子どもが親が付き添わなくても普通学級に通えるようにしてほしい。	2	配慮を必要とする児童・生徒が通常の学級に在籍する学校には、学校支援員を派遣するなどの支援をしております。なお、平成26年度から人的支援の充実に向けて、学校包括支援員モデル事業を実施しております。今後とも、支援の充実を検討してまいります。



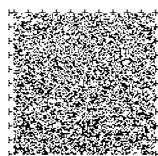
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
3	障害のある児童・生徒が希望する学校に入学できるようにしてほしい。	2	教育委員会では、本人・保護者の意見を可能な限り尊重しながら、障害のある児童・生徒がその年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、今後とも、障害のある児童・生徒の就学先について、保護者、学校とともに考えてまいります。
4	障害者が利用できる活動の場の設置や、そこへの送迎などを行ってほしい。	1	成人障害者の活動には、障害者本人の社会参加と家族の休息という目的があります。区では、障害者の社会参加については、関係機関や地域団体による文化、スポーツ、健康づくり等の多様な活動の充実に、今後も努めてまいります。
5	児童発達支援事業所を増やしてほしい。	1	児童発達支援事業所につきましては、昨年度2か所、今年度も既に2か所(12月にさらに1か所)新規に開設するなど徐々に増えてきているところでございます。今後も新規開設を検討する事業者に対し適宜相談に応じ、事業所の増設を支援してまいります。
6	小学校(それ以前でも)から手話を学べるようにし、そのための人員を配置してほしい。	1	区では、平成26年3月に策定した第2次世田谷教育ビジョン・第1期行動計画の今後10年間の基本的な考え方において、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばす、としており、区立小・中学校等における障害者理解教育の推進に取り組んでいます。いただいたご意見も参考とさせていただきますながら、区立小・中学校における障害理解教育の一層の充実にに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。
7	教員の障害理解研修を進めてほしい。	1	区では、初任者研修や特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担当教員研修等の研修を通じて障害理解の向上や特別支援教育の推進を図っています。また、各学校でも、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーなどを講師にした特別支援教育に関する校内研修に取り組んでおります。今後とも、各種の教員研修を通じて、教員の障害理解の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。



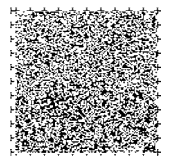
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
8	各学校に支援学級を作ってほしい。	1	区全体で児童数の増加により、どの学校も余裕教室がないという現状があり、配置場所や配置スペースの確保など、特別支援学級の設置はなかなか難しい状況ですが、今後とも特別支援学級に入級する児童・生徒の状況や障害の種別、地域的なバランス、学級の規模などにも配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備に努めていきます。
9	特別支援学級の担任について、適切に指導管理を行ってほしい。	1	区では、特別支援学級担当教員を対象として特別支援学級担当教員研修を実施し、特別支援学級の児童・生徒理解、指導の工夫・改善等の資質向上を図るとともに、必要に応じて指導・助言等を行っております。
10	障害があっても高校や大学で学ぶことが制限されないようにしてほしい。	1	区の教育委員会は世田谷区立の小・中学校、幼稚園を所管しており、高等学校、大学への指導や整備等の権限は有しておりません。しかしながら、区立学校に通学する障害がある児童・生徒の進路等に係る教育環境の整備の重要性については認識しています。必要に応じて国や都に要望等を上げるなどしてまいりたいと考えております。
11	重度障害の児童・生徒についてもインクルーシブ教育システムの構築は考えているのか。	1	障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことなどを目指すインクルーシブ教育システムの構築に向けては、障害のある児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長するための特別支援教育をさらに進めていく必要があります。今後も特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、シームレスで連続性のある支援の場の充実を図りながら、インクルーシブ教育システムの構築に向けて検討してまいります。
12	「通級」も合理的な配慮といえるのか。	1	教育委員会では、発達障害のある児童・生徒が対象となります情緒障害等通級指導学級におきましては、児童・生徒の状況に応じて週一回程度、学習や生活上の困難の改善を目指す自立活動や各教科の学習内容を補完するための学習指導などを、個別や小集団により実施しております。合理的配慮は新しい考えであり、今後、国の動向などを注視しながら、区としての合理的配慮を考えてまいります。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
13	障害のある児童・生徒が在籍する普通学級に特別支援教員を配置してほしい。	1	特別支援教育に高い専門性が求められる中、通常の学級の教員への特別支援教育の研修を行いながら、通常の学級への支援の充実について検討してまいります。
14	障害がある子どもについて、BOPの利用日数を制限しないでほしい。	1	障害等配慮を要する児童の学童クラブ登録については、平成22年度から登録学年を全学年へ拡大しました。BOPへの参加については、安全・安心を第1に考えると、職員配置や施設の状態により、利用調整を保護者の皆様にお願ひせざるを得ない状況ですが、今後も利用実態を踏まえ、可能な限り受け入れの拡大に努めてまいります。
15	障害者たちが、異性と出会う場を設け、パートナーを作ることを支援してほしい。	1	区では、障害の有無に関わらず、男性も女性も性別に関わりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、伸びやかにその人らしく生きることができる社会を目指し、啓発を図ってまいります。
16	盲目のランナーの方と伴走できる企画を盛り込んでほしい。	1	世田谷246ハーフマラソンにおいて、視覚障害のある方及び、伴走者を目指す方を対象にしたランニング教室を実施しています。 介助方法や伴走の基本技術を学び、視覚障害のある方と伴走者でランニング実技を行うことにより、伴走を経験する、または技術を向上する機会となっています。
17	障害者スポーツ施設を区内または近隣に設置してほしい。運動指導員を増やしてほしい。	1	障害者スポーツを推進していくためには、指導者やサポートスタッフなどの育成・充実が必要だと考えています。 今後、スポーツに参加する機会を充実するとともに、指導者やサポートスタッフなど、障害者スポーツを支える人材の育成も図っていきます。 また、福祉作業所や生活実習所など、障害のある区民が集まる場を活用したスポーツや、東京都との連携による、都立の障害者スポーツ施設の利用など、スポーツをする新たな場の拡充についても検討を進めていきます。



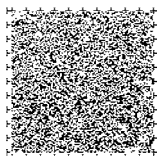
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
18	「スポーツの推進」に、性同一性障害(GID)についての取組みを盛り込み、スポーツイベントでの性別表記の縮減、スポーツ施設でのトイレや更衣室の配慮などが必要である。	1	いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごしていける「生涯スポーツ社会」の実現に向け、ユニバーサルデザインの考えに基づき、多様なニーズに対応できるスポーツ施設のあり方を検討してまいります。
19	スポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠である。	1	区では、障害のある人もない人も、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごしていける「生涯スポーツ社会」の実現を目指しています。 障害のある人もない人も、気軽にスポーツに参加できるよう、スポーツ教室や各種イベントなどの充実、また安全で利用しやすいスポーツ施設の整備、サービスの改善を図っていきます。
20	区内大学と協力し、障害児者のための運動活動を行っている。地域での暖かい、また、若者からの支援は、両者にとって実のあるものとなり、共生社会実現のための支援の一部にもなる、と考えます。この活動を、安定的に継続した活動とするため、区との連携事業とできないか。	1	地域や学校において、さまざまな人と出会い、触れ合う機会を持つことは、社会の障害理解を進めるために大変重要だと考えております。 区では、地域の課題に適切に対応し、豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的に、区内大学と協定を結んでおり、地域住民の健康・スポーツなどについて相互に協力し、連携を図っていくこととしています。 今後、区内大学や関連団体などと連携を取りながら、障害者スポーツの充実に取り組んでいきます。
21	身体障害以外の障害者もオリンピックやパラリンピックに参加したい。	1	区では、障害のある人もない人も、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごしていける「生涯スポーツ社会」の実現を目指しています。今後、障害のある方がスポーツに参加する機会を充実するため、現在行っているスポーツ教室をより充実させるとともに、障害のある人もない人も、ともに楽しむことができるスポーツイベントなどの検討を進めていきます。 ※パラリンピックでは、一部の競技種目で知的障害のある方も参加できる現状はあるとのことです。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
22	音楽や演劇活動を、障害者も楽しめるよう、手法を工夫してほしい。	1	世田谷パブリックシアターでは、車椅子や盲導犬同伴での観劇、視覚障害者のための公演前の舞台説明会・音声ガイドによる解説、聴覚障害者のための音声サポート・上演台本の貸し出し、聾者と出演者やスタッフによる稽古中の協働ワークショップや手話解説付きの公演などを実施し、障害者の方にも演劇を楽しんでいただける機会を設けています。今後も各取組みを継続するとともに、文化生活情報センターの音楽事業においても、車椅子での鑑賞以外にも、聴覚障害者を対象としたワークショップ形式のコンサートや、視覚障害者を対象とした楽器体験プログラムの実施を検討します。

(6) 中項目6 情報アクセシビリティ(つながり) 3件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	区の手話通訳について、周知を強化してほしい。	1	手話通訳者の派遣制度や手話講習会につきましては、区のおしらせやホームページへの掲載、チラシの配布など、多様な手段を活用して周知に努めてまいります。
2	区は、手話について、手話をテーマにしたマンガの活用をするなどして、もっと周知を行ってほしい。	1	
3	手話講習会中級クラス終了後の活動の場を設けてほしい。また、手話通訳者の養成を目的としない上級クラスを設置してほしい。	1	

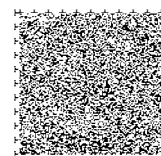


(7) 中項目7 行政サービス等における配慮（さんか） 1件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	行政情報や、投票支援など、知的障害者のための情報アクセシビリティや行政サービス上の配慮について取り組んでほしい。	1	知的障害者のための情報アクセシビリティについては、差別解消法の施行に伴い、重要性が増すものと考えております。知的障害者が対象となる事業の実施にあたり、関係する課が連携して取り組んでまいります。 投票所における知的障害のある方への配慮につきましては、投票をする際に選挙人の方がご自身の意思を表示できることが前提となりますが、その上で選挙人の方が慌てずにゆっくりとご自身の意思を確実に反映できるように従事職員が介添えするなど、投票行動の支援に取り組んでおります。 今後もすべての選挙人の方がご自身の意思を確実に反映できるような配慮ある行動をとるように、投票事務説明会等において周知を徹底していきます。

(8) 中項目8 安全・安心（あんしん） 7件

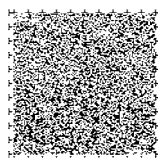
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	災害時に障害者を地域で支援する仕組みの構築や、支援対象者の把握をしてほしい。	2	区では、災害時要援護者名簿を作成し、災害時に自力で避難することが困難な方の把握に努めております。地域で支援する仕組みでは、区と協定を締結した町会・自治会による災害時要援護者支援事業を実施しておりますが、今後は、民生・児童委員、事業者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、各出張所・まちづくりセンター等と連携のうえ、さらに有効な安否確認体制の確立を検討してまいります。
2	行政職員の福祉施策に関する専門性を向上させてほしい。	1	福祉の仕事を担当する行政職員は、現場での対応や政策立案等のために、専門的な知識や現場経験等が必要です。これらの蓄積、向上を図るために、これまでの研修を充実するとともに、先進的な事例の研究や専門人材の確保・育成等のための新たな手法を検討していきます。



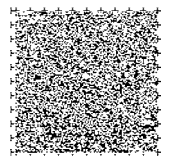
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
3	自宅家具の転倒及びガラス飛散防止をしておいたのが、東日本大震災のときにとても役に立った。	1	区では、65歳以上の方、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方のいる世帯などに、地震に対する総合的な安全対策として、家具転倒防止器具取付業者を派遣し、器具を取り付ける支援を行っております。簡単にできる地震対策ですので、対象の方は是非ご活用ください。 詳しくは担当課にお問い合わせください。
4	視覚障害者や盲導犬などの動物についてもっと配慮できるよう、例えば防犯カメラを設置して事件を防ぐなどできないか。	1	区は、商店街が防犯カメラを設置する場合の費用についての補助を実施しています。平成27年度からは新たに町会・自治会等が防犯カメラを設置する場合の費用についても補助を実施して、防犯カメラの設置を促進していきます。
5	障害者が災害時にスムーズに避難ができるようにしてほしい。	1	災害時に要援護者が円滑な避難ができるように、関連所管と連携し課題の解決に努めてまいります。
6	障害者通所施設は緊急時の集合場所になっているが、非常時の物品を充実させてほしい。	1	災害時に二次避難所(福祉避難所)となる障害者通所施設で必要となる物品については、関連所管とも意見調整をしながら検討してまいります。

(9) 中項目9 差別の解消、権利擁護の推進(りかい・まもる) 29件

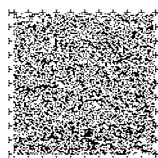
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	市民や社会の障害理解をもっと進めてほしい。	6	障害者や障害児を、属性でとらえるのではなく、「生活のしづらさをかかえた人、支援を必要とする人」としてとらえ、固定的な見方をせず、その力を活かしていける環境づくりを進めてまいります。障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、「排除のない社会づくり」に向けて、今後も、関係機関や教育分野等との連携を深めながら、区民のさらなる障害理解の促進に取り組んでまいります。
2	障害理解を進めるための機会を増やしてほしい。	1	
3	障害者の心情を理解して施策の推進や窓口対応を進めてほしい。	5	区職員に対する接遇研修や区保健福祉領域職員の専門研修等の実施を通して、区職員等の障害に対する理解を促進し、相手の立場に立った適切な対応ができるよう努めてまいります。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
4	障害理解を進めるために、小さいときからの教育を進めてほしい。	5	平成26年3月に策定された第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画では、今後10年間の基本的な考え方として、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばす、としています。これを踏まえ、区立小・中学校において、障害理解教育や「生命」と「人権」の大切さを学ぶ人権教育の推進に取り組んでまいります。また、幼児教育研修・教員研修等を通じて、幼稚園教諭・教員の障害理解の向上を図ります。
5	障害があることを知らせる手段がほしい。それらの普及により周囲に障害者が多いことに気付いてもらい、配慮してほしい。	2	外見から障害のあることが分かりにくい方が、周囲に配慮や支援を求める際に役立つよう、区では「ヘルプカード」を配布しています。このカードをケース等に入れ、周囲に見えるように携帯していただくか、都営地下鉄等で東京都が配布している、赤いプラスチック製の「ヘルプマーク」をご活用いただければと考えております。
6	障害者差別解消に向けた条例を世田谷区で制定してほしい。	2	障害者権利条約の批准に先立って制定された障害者差別解消法に基づき、自治体には不当な差別的取り扱いの禁止及び、社会的障壁の除去について合理的な配慮が法的に義務付けられます。今後、国から示される障害者差別解消法の基本方針に基づき、自治体が講ずべき処理に関する取扱要領の策定を進め、施策への反映を行ってまいります。
7	学校における障害理解教育を進めてほしい。	1	障害があるなしにかかわらず、ともに安心して生活できる共生社会の実現をめざして、学校において教員、子ども、保護者、地域が障害について理解することが重要になってくると考えております。訪問や研修などのさまざまな機会を通し、お互いに学びあって学びを進めていくことができるように努めていきたいと考えております。
8	障害者の地域生活を支えるための相談窓口があるとよい。	1	平成25年度の法整備に基づき、障害者の地域生活を支えるための相談窓口として指定特定及び障害児相談支援事業者が設置されています。詳細な所在地や連絡先は区のホームページをご確認いただくか、障害施策推進課までお問い合わせください。



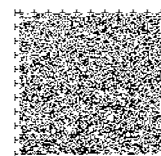
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
9	一人ひとりが、福祉を自分の課題として捉え、話し合う取組みが必要である。	1	障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、地域や職場、学校などの理解促進を図る活動や、地域住民と交流する機会を充実させてまいります。また、地域における見守り活動や支えあい活動への参加を促進していきます。
10	住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などの関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって家族及び町の一員として普通の生活を送ることができるような状態を創っていくべきである。	1	
11	差別の解消の推進のために、権利擁護のための相談・救済を総合的に行う機関を整備すべきだ。	1	障害者権利条約の批准に先立って制定された障害者差別解消法に基づき、自治体には、不当な差別的取扱いの禁止及び、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮が法的に義務付けられます。今後、国から示される障害者差別解消法の基本方針に基づき、自治体が講ずべき措置に関する取扱要領の策定を進め、施策への反映を行ってまいります。また、障害を理由とする差別の解消に向けて協議を行う会議体の設置を検討いたします。
12	障害者差別解消支援地域協議会の設置を行ってほしい。	1	
13	交通機関で優先席を必要としている人が利用できるよう、周知啓発を行い、学校での教育にも取り組んでほしい。	1	車内マナーの周知啓発につきましては、交通事業者が行っており、いただいたご意見について、バス・鉄道事業者に申し伝えてまいります。 区立小・中学校では、児童・生徒に人として生きるうえで大切な道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣を身につけさせるために、「あいさつ」や「思いやり」などのテーマについて児童・生徒が自ら考え、行動し、振り返る取組みである「人格の完成をめざして」を家庭、地域と連携しながら進めています。こうした取組みを通じて、他人を思いやる心をはぐくんでまいりたいと考えております。
14	地域で障害者と共に活動できる機会を増やしてほしい。	1	障害者が地域住民とともに支えあって暮らせる地域社会を目指し、地域の活動やイベント、通所施設等における地域住民との日常的な交流等の様々な機会を通じて、区民と障害者が共に活動できるよう、地域社会全体の障害理解の促進を目指した取組みを進めてまいります。



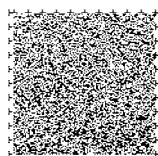
3 障害福祉計画に関すること 30件

主要テーマ（1）身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築 16件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	相談支援の体制を整えて、必要な障害福祉サービスを適正に支給してほしい。	1	平成25年度の法整備に基づき、障害者の地域生活を支えるための相談窓口として指定特定及び障害児相談支援事業者が設置されています。必要な障害福祉サービスを適正に提供するため、相談支援事業者の相談支援専門員がサービス等利用計画の作成及び計画のモニタリングを行い、適切な支援の実現に努めています。
2	障害者の相談支援ニーズを満たすために、相談支援専門員を増やすことが必要だ。	1	相談支援専門員は、一定の経験を要件として、都道府県の実施する相談支援従事者研修を修了することで資格認定が得られることとなっています。現在、東京都の実施する相談支援従事者研修は定員に対して受講希望者が多く、専門員の資格取得を希望しても必ずしも研修を受講できるとは限らない状況です。そこで、区としましては、区内事業者の研修受講の希望をとりまとめ、都に対し優先的に受講できるよう働きかけなどを行っております。
3	相談支援の推進のためには、報酬単価の引き上げが必要だ。	3	区としてもサービス等利用計画作成にかかる報酬単価だけでなく、相談支援に係る基本相談についても相応の報酬化が必要と考えており、昨年度は区自立支援協議会を通じて区内事業者の実態調査を行い、課題や対応の方向性を整理し提言書としてまとめ、東京都自立支援協議会へ提出するなどの取組みを行ってまいりましたが、今後も国や都を通じて改善に向けた働きかけを行ってまいります。
4	基幹相談支援センターは相談支援専門員の専門性を向上させる機能を果たしてほしい。	1	現在、基幹相談支援センターは相談支援専門員等の専門性を向上させることを目的とした人材育成のため障害者ケアマネジメント研修を実施しています。研修はケアマネジメントの基本研修、サービス等利用計画の作成研修、面接技術の向上などのテーマ別研修で構成されています。このほか相談支援事業者連絡会などで事例検討を行い、相談スキルの向上の取組みを行っています。



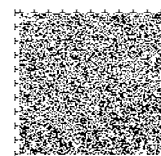
	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
5	地域障害者相談支援センターのあり方、役割、地域での機能、区の障害福祉部署との連携などを整理し、利用者にとって利用しやすい仕組みにしてほしい。	2	地域障害者相談支援センターは、平成25年度から実施された指定特定、障害児相談支援事業に対して、事業者の対応が難しいケース等への支援を中心的な役割とし区の独自事業として設置しました。センターは区の地域行政制度に基づき、地域ごとに1箇所設置し、各管内の相談支援を行うほか相談支援事業者のバックアップや事業者のネットワークの強化に向けた取組みを実施しておりますが、今後役割の明確化、地域の連携体制のさらなる強化を図るため、随時見直しを行って行く予定です。
6	相談支援制度におけるサービス等利用計画の策定にあたり、記入内容の改善が必要だ。	1	サービス等利用計画の様式は、国が標準様式を示している他、区として独自の推奨様式を用意しています。これらの様式は固定的なものでなく、必要に応じ、随時改善を図ってまいります。
7	サービス等利用計画案がなくても障害福祉サービスを支給決定する運用を継続してほしい。	2	サービス等利用計画案に基づくサービスの支給決定は、法律に基づく国の方針のため、現時点では経過措置を除き計画案がないとサービス提供が行えないことになっています。なお、区としてはサービスマネジメント及びモニタリングによる計画作成は、利用者の方の生活を支援する上で重要な取組みであると認識しております。
8	サービス等利用計画について、重度訪問介護利用者がセルフプランを立てることは適正であることを周知してほしい。	1	セルフプランは、障害者総合支援法第22条及び児童福祉法第21条の5の7第5項で規定された、計画案を作成するための手法のひとつであると認識しております。国は、区市町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易にセルフプランに誘導することに対し注意を促しておりますが、本人・保護者の意向に基づくセルフプランを否定するものではないと認識しております。
9	計画相談において、福祉と教育の連携を積極的に進めてほしい。	1	サービス等利用計画の作成にあたり、相談支援専門員は必要な福祉サービスや関係機関連携のコーディネートを担うこととなります。さらに計画作成後のモニタリングを通じて、計画内容の見直しを行うこととなり、これらの取組みの中で、教育だけに留まらず、保健、医療等との連携を図ってまいります。



	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
10	地域に障害者を支援する拠点を増やしてほしい。	1	支援の必要性や、どのような支援が必要なのかは、先ずそれらを受け止める相談窓口が重要であると考えております。区では今後、あんしんすこやかセンターの相談対象を障害者や子育て家庭などに拡大するとともに、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会の三者が連携して、身近な地域での相談支援体制の強化や地域資源の開発等に取り組む地域包括ケアの地区展開を図ってまいります。
11	障害福祉について相談できる窓口を区の出張所などに設けてほしい。	1	身体障害者手帳の取得に関しては、各総合支所の保健福祉課が相談をお受けしております。これらの相談は手帳取得前から取得後まで、継続的にご相談いただけます。
12	身体障害になってから手帳を取得するまでの間、継続的に家族が相談できる窓口が欲しい。	1	

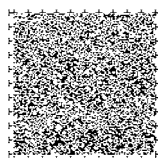
主要テーマ（２）地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進 6件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	区内に介護人つきで宿泊できる施設を整備してほしい。	1	短期入所であれば、施設で契約している介護人やヘルパーに依頼して、利用者に見守りや付き添いをする施設はございます。
2	施設入所者の地域移行を進めてほしい。	3	施設入所者等の地域生活へのニーズを的確に把握し、生活の場として、公有地等を活用したグループホーム等を計画的に整備誘導していきます。また、シェアハウス等の新たな住まい方の検討を行い、その結果により、住み慣れたせたがやで暮らし続けられる生活の場の確保を推進していきます。 地域生活を支えるための社会資源の整備を進めるとともに、自立支援協議会等を活用して各関係機関が連携して円滑に支援にあたることのできる体制づくりを推進してまいります。
3	障害者の地域生活支援のための拠点を整備してほしい。	1	地域生活を希望される方の把握に努めるとともに、各種相談から体験の場、グループホーム等生活の場や短期入所施設等緊急時の受入れ、人材育成など様々な地域資源の連携を図り、地域生活を支える体制づくりに取り組んでまいります。また、平成31年度に開設予定の梅ヶ丘拠点における障害者施設に「相談支援・人材育成機能」「地域生活への移行・継続支援機能」等を一体的に整備していく予定です。
4	障害者の地域生活支援拠点の整備について、具体的な内容を示してほしい。	1	

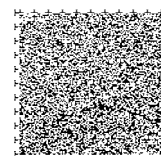


主要テーマ（３）ライフステージに応じた多様な社会参加 ８件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	高齢障害者の日中活動の場について、介護保険との連携など、サービスのあり方を示してほしい。	2	国の制度として、高齢障害者におきましては介護保険を優先することが基本となっておりますが、介護保険では対応できないなど特段の状況等がある場合、利用者に応じ障害サービスを選択することも可能となっております。
2	通所施設などで、障害者一人ひとりの特性に合わせた支援を行ってほしい。	1	障害者が自分らしく社会参加を進めるためには、障害特性にあった障害理解が必要です。通所施設においても、障害者一人ひとりの特性にあった支援ができるよう、サービスの質が向上するよう、引き続き指導してまいります。
3	多様な働き方の具体案を出してほしい。例えば、人工透析患者を二人一組で雇用し、区が紹介した一般の会社で、定年まで就労できるようにするなど。	1	多様な働き方については、障害者雇用促進協議会において検討を進めております。多様な働き方を「世田谷で自分らしく働く」ことに位置づけて検討した結果、一般就労にこだわらず、作業所で働きながら週の何日か企業等で働く働き方や作業所と企業で契約してメール配達など企業の仕事を行うなどの働き方が実践されています。
4	自閉症者が在宅にならず、活動の場や仕事があるようにしてほしい。	1	区では、支援の取組みが遅れている発達障害（自閉症スペクトラム、AD/HD、LD など）のある方を支援するため、平成24年度より就労・自立に向けた支援事業「ゆに（UNI）」の試行を開始し、発達障害者への支援のあり方について検討・検証を行ってきました。試行により、潜在的なニーズが高いと見込まれることから、支援を拡充し、平成27年3月より、「ゆに（UNI）」を専ら発達障害を対象とした障害者就労支援センターとして本格実施します。自閉症をはじめとする発達障害の方々が地域で自立した生活が送れるよう、今後も支援を充実させてまいります。
5	就労していたが、その後在宅になっている障害者の居場所を確保してほしい。	1	障害者の居場所としましては、地域活動支援センターやひまわり荘がございます。このほか、民間の就労継続支援B型施設でも、居場所的な緩やかな支援を行っている事業者もあります。在宅になっている障害者が少しずつでもステップアップして社会参加につながるよう、相談支援事業所等が中心となって支援してまいります。

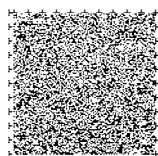


	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
6	就労継続B型の工賃向上の取組みを積極的に行い、実績数値や目標を計画に記載してほしい。	1	区では障害のある方が身近な地域で安心して自立した生活が送れるよう、作業所等経営ネットワークの強化、世田谷区障害者優先調達推進方針に基づく官公需の拡大、経営コンサルタント派遣等事業の実施、障害者施設製品の販売機会の拡大等、施設で働く障害のある方の工賃向上に取り組んでいます。平成24年度の区内就労継続支援B型事業所の平均工賃は13,635円、平成25年度の平均工賃は14,360円となっており、今年度も昨年度を上回る見通しとなっております。今後も、区内の施設と連携を取りながら、工賃向上に向けた取組みをさらに進めてまいりたいと考えております。
7	就労移行支援に特化した事業所を増設すべきだ。	1	区が新たに就労移行支援事業所を開設する計画はありませんが、障害者就労支援センターと就労移行支援事業所が連携して、障害者の一般就労に向けた障害者の就労支援、定着支援を着実に進めてまいります。

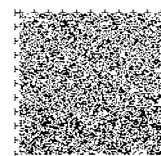


4 その他 12件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
1	愛の手帳の判定条件に、「拘り」など、自閉症者の生きにくさにつながる項目を加えてほしい。	1	愛の手帳については、東京都が詳細要件の設定や判定、決定に伴う事務を行っているため、区として直接の対応ができるものではありませんが、都の動向を注視してまいります。
2	愛の手帳の判定を自宅近くの医師ができるようにしてほしい。	1	
3	区の予算の一部を別枠で確保して、新たな福祉課題に向けた施策を実施してはどうか。施策の選択にあたっては、当事者の意見を参考にするとよい。	1	障害者の方の自立や社会参加を推進するために、障害者とそのご家族、支援者や事業者などの皆様の意見をお聞きしながら、必要な予算を確保していくことが重要であると考えています。また、区では、区民等が行なう地域保健福祉の活動及び福祉的環境の整備などに支援を行なう「世田谷区地域保健福祉等推進基金」を設置しております。この基金を活用し、NPO等と区が協働して行なう、まちづくり事業を支援する「提案型協働事業」を実施しています。多様な区民ニーズの反映や地域課題の解決へつながる取組みとして期待できるものです。
4	認知症で徘徊する区民に氏名と生年月日の入れ墨を入れて、どこで保護されても身元がわかるようにしてほしい。	1	認知症の徘徊については、症状が進行し散歩などで方向がわからず迷子になるタイプや、懐かしい思い出のある場所に帰ろうと目的をもって外出するタイプ等があり、ご本人のタイプにケアや対応を合わせることで徘徊の予防や改善を行うことが可能となります。このため区では、ご家族や介護事業者等を対象に適切なケアや対応に関する講座を開催する等の取組みを始めております。また、ご本人の同意なしに入れ墨を行うことは人道上望ましくない対応であることから、行方不明になる可能性が高い認知症の方については、認知症の家族会等のご意見も伺いながら、GPS 端末機器の活用や警察との協力体制づくりなど、他の方法での対応の充実を進めてまいります。

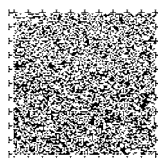


	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方
5	高齢者が近隣とのコミュニケーションや、日常の困りごとについて相談できる場所が欲しい。	1	<p>区には現在、高齢者の身近な総合相談窓口である「あんしんすこやかセンター」が、各出張所・まちづくりセンターの管轄地区ごとに全27か所設置されています。</p> <p>あんしんすこやかセンターは介護保険法に基づく地域包括支援センターで、介護や福祉に関する相談支援のほか、ご訪問や見守り、介護予防や閉じこもり予防などの事業を行っています。</p> <p>平成26年度には、砧あんしんすこやかセンターで相談の対象を障害者や子育て家庭等に広げるモデル事業を始めており、まちづくりセンターや社会福祉協議会、総合支所関係所管等とも連携しながら、日常の困りごとについてのご相談に応じています。今後順次、各地区にこの取組みを拡げていく予定です。</p>
6	老後に住宅や老人ホームなど、住むところが確保できるか、経済的に不安である。公営住宅の確保を進めてほしい。	1	<p>区では、現在、安否確認や緊急時対応等を行うサービスを提供する高齢者向け住宅(シルバーピア)を運営しています。</p> <p>今後、既存の住宅について計画的にバリアフリー改修工事を進めていく他、老朽化した住宅の建替え時や都営住宅の移管受入れ時に合わせ、高齢者の方が住みやすい住宅の確保に努めてまいります。</p>
7	行政用語にカタカナが多いのでひらがなや漢字に変えてほしい。広報なども縦書きにするなど、日本語を大切にしてほしい。	1	<p>区のおしらせ「せたがや」につきましては、縦書きと横書きの記事が混在していた紙面を見直し、平成25年7月から横書きに統一したところですが、難しい行政用語には説明を加えるなど、引き続き、区民にとって必要な情報が見やすくわかりやすい広報紙の作成をめざしていきます。</p>
8	その他	5	ご意見は今後の参考とさせていただきます。



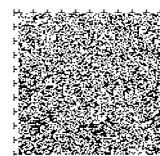
12. 世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿

区分	氏名	職(所属)	備考
学 識 経 験 者	大橋 謙策	日本社会事業大学大学院特任教授	会長
	和田 敏明	ルーテル学院大学大学院教授	副会長
	川内 美彦	東洋大学ライフデザイン学部教授	~H26.9.30
	加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科准教授	H26.10.1~
	北本 佳子	昭和女子大学人間社会学部教授	
	白石 弘巳	東洋大学ライフデザイン学部教授	
	田城 孝雄	放送大学教授	
	星 旦二	首都大学東京大学院都市環境科学科教授	
区 民	飯田 恭次	世田谷区社会福祉協議会会長	~H26.9.30
	安藤 芳彦	世田谷区社会福祉協議会副会長	H26.10.1~
	大森 猛	世田谷区民生委員児童委員協議会会長	
	藤本 秀雄	世田谷区町会総連合会副会長	
	坪井 伸子	特定非営利活動法人語らいの家代表理事	
	三井 美和子	世田谷区肢体不自由児(者)父母の会会長	
	片岡 玲子	立正大学大学院講師(元東京都児童会館長)	~H26.9.30
	飯田 政人	福音寮施設長	H26.10.1~
	古畑 正	世田谷区医師会会長	
	武田 忠浩	玉川医師会会長	
	中野 幹夫	世田谷区歯科医師会会長	
	冨塚 高利	玉川歯科医師会会長	
	小林 哲男	世田谷薬剤師会会長	
	池田 雄三	玉川砧薬剤師会会長	H26.10.1~
	川崎 眞五郎	区民公募委員	~H26.9.30
	長谷川 夕起	区民公募委員	~H26.9.30
	森田 孝	区民公募委員	H26.10.1~
橋谷 典子	区民公募委員	H26.10.1~	



1.3. 世田谷区障害者施策推進協議会 委員名簿

区分	氏名	職(所属)	備考
学識経験者	白石 弘巳	東洋大学ライフデザイン学部教授	会長
	金子 健	明治学院大学心理学部教授	副会長
	石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授	
	杉本 豊和	白梅学園大学子ども学部准教授	
	佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部准教授	
区民	太田 雅也	世田谷医師会医療連携・福祉事業部理事	
	鎌田 芳夫	玉川医師会福祉部理事	
	渡辺 明夫	東京都世田谷区歯科医師会口腔衛生センター担当理事	
	大島 基嗣	東京都玉川歯科医師会副会長	
	小林 哲男	世田谷薬剤師会会長	H26.5.21～
	佐藤 ひとみ	玉川砧薬剤師会副会長	
	鈴木 啓之	東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課援助係長	
	兵馬 孝周	東京都立青鳥特別支援学校校長	～H26.10.20
	山内 俊久	東京都立青鳥特別支援学校校長	H26.10.21～
	坂 ますみ	東京都立光明特別支援学校PTA会長	
	杉田 春義	世田谷区身体障害者福祉協会会長	
	大竹 博	特定非営利活動法人 世田谷区視力障害者福祉協会副理事長	
	兵藤 毅	特定非営利活動法人 世田谷区聴覚障害者協会事務局長	
	堀江 紀一	特定非営利活動法人 世田谷さくら会副理事長	～H26.5.12
	粕谷 嘉子	特定非営利活動法人 世田谷さくら会理事長	H26.5.13～
	村井 やよい	世田谷区重症心身障害児(者)を守る会会長	
	三井 美和子	世田谷区肢体不自由児(者)父母の会会長	
	上原 明子	世田谷区手をつなぐ親の会会長	
	藤田 真一	特定非営利活動法人 世田谷ミニキャブ区民の会監事	
	松村 光擴	公益社団法人 日本オストミー協会東京支部世田谷交流会会長	
	今井 雅子	高次脳機能障害者と家族の会代表	
	石井 克枝	渋谷公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官	～H26.5.20
萩生田 義昭	渋谷公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官	H26.5.21～	
石橋 悦子	社会福祉法人嬉泉 東京都発達障害者支援センター主任支援員	～H26.10.31	
山上 亮子	世田谷区精神保健福祉 4 団体代表者協議会代表		



14. 用語解説

あ

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。「総合相談・支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「包括的・継続的ケアマネジメント」、「権利擁護」の4つの機能を持つ。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

インクルーシブ教育システム

障害者権利条約第24条に規定され、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

NPO

Nonprofit Organization 又は Not-for-Profit Organization。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のこと。

か

ケアマネジメント

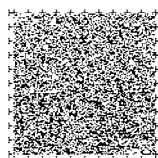
必要とされる保健・医療・福祉サービスなどのあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、活用できるように援助していくこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障害者等に代わり、援助者が代理として権利やニーズ表明をすること。

高次脳機能障害

病気（脳血管障害、脳症等）や事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害のこと。脳の中の障害のため、一見してその症状を認識することが困難であり、周囲に十分な理解を得られないことが多い。



合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。

国際障害者年

国際連合が指定した国際年の一つ。1981年。障害者の社会生活の保障・参加のための国際的努力の推進を目的として第31回国連総会で決定した。テーマは「完全参加と平等」。

コーディネート

仕事の流れを円滑にするよう調整すること。地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整すること。

さ

災害時要援護者

要介護高齢者等や障害者のうち、身体の障害等の理由により、災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な方や、自ら救出を求めることが困難な方。

シェアハウス

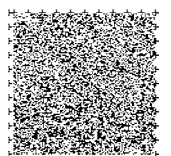
ひとつの住居を複数人で住むこと。キッチンやリビング、シャワーなどを共有して、部屋は個室を利用するものが多くみられる。

児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会福祉基礎構造改革

「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念に基づいて、社会福祉を支える基礎となる仕組みを抜本的に見直すとする改革（個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立。質の高い福祉サービスの拡充。地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実など）。



社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉活動推進のための様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。

障害者基本計画

障害者基本法に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。我が国は平成26年1月に障害者権利条約を批准した。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。

障害者総合支援法

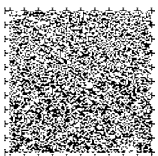
平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障害者の定義への難病などの追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。

自立支援協議会

障害者が安心して地域で自立した生活を継続することができるよう、地域の関係機関が情報の共有及び協働を図り、障害者を支えるネットワークを構築するための会議のこと。



新 BOP

区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性・創造性・自主性を培い、児童の健全育成を図るBOP（Base Of Playing＝遊びの基地）に学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業。

生活習慣病

生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている高血圧、脂質異常症、糖尿病などの疾患の総称。

精神障害

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義される。

成年被後見人

精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人。本人の代理として成年後見人が財産管理などを行う。

世田谷区基本計画

区民とともに実現をめざす将来目標を設定し、向こう10年間（平成26年度～35年度）に区が取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画。

世田谷区基本構想

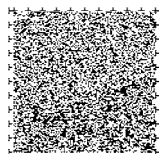
世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展をめざす区政の基本的な指針。

世田谷区障害者施策推進協議会

障害者施策に係る専門的事項を調査審議するために設置された、世田谷区地域保健福祉審議会の部会。学識経験者及び区民等の委員で構成されている。

世田谷区地域保健福祉審議会

世田谷区地域保健福祉推進条例に基づき、区の地域保健福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため設置された区長の附属機関のこと。学識経験者、福祉・医療関係者、及び区民等の委員で構成されている。



世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境とするというユニバーサルデザインの考え方に基づいて、平成21年3月に策定された計画のこと。

ソフトランディング

望ましい方向に穏やかに移行すること。

た

第三者評価

サービスの質について、公正かつ中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。東京都福祉サービス第三者評価では、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が評価を行う。

地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民がその地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地域住民の組織のこと。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

チャレンジ雇用

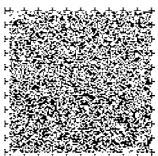
障害者が各府省・各自治体での1～3年の業務の経験を踏まえ、一般雇用へ向けて経験を積む制度。

デイジー（DAISY）

デジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために開発と維持が行なわれている情報システムの略称。

特別支援教育

障害のある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善または克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。



な

難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者（児）の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

二次避難所

災害発生後、自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする要援護者を一時的に受け入れ保護するために区が指定した社会福祉施設等のこと。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のこと。

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

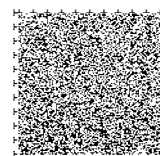
公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者等の利用に配慮した設計のこと。車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。

PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）という政策サイクル。

包括的・継続的ケアマネジメント

支援を要する本人の機能や能力を最大限に生かしその人らしい自立した生活を継続するため、本人の意欲や適応能力などの回復を援助するとともに、課題の解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要なときに必要な支援を切れ目なく活用できるように援助していくケアマネジメント。



法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律で事業主に対して義務付けられている、その雇用する労働者に占める障害者の割合。

保護的就労

すぐには一般就労が難しい障害者が援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を習得したうえで、企業等一般就労への移行を図る中間的就労。

ま

マッチング

目的を共有し、縦割りを超え、さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることと、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めること。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上にも努めている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事等の相談を行う。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境とする考え方。

ら

ライフステージ

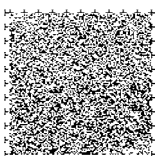
人間の一生を乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたもの。











リハビリテーション

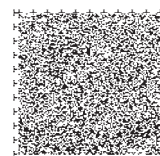
障害者等が社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。

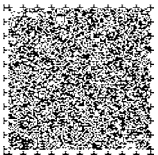
レスパイト

介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援。



障害者に関するマーク	
	国際シンボルマーク 障害のある人々が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車椅子を利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。
	身体障害者マーク（四つ葉マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反になります。
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反になります。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用され、また、自治体、病院、銀行などが聴覚に障害のある方に援助を示すマークとしても使用されています。
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやレストランにも補助犬が同伴できるようになりました。
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
	ハート・プラスマーク 「体の内部に障害のある方」を表すマークです。心臓や呼吸機能など内部障害は、外見からはわかりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
	介護マーク 介護をする方が、介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。区内27ヶ所のあんしんすこやかセンター及び各総合支所保健福祉課にてお渡ししています。
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。世田谷区をはじめ、都内自治体が作成している「ヘルプカード」にも使用しています。





せたがやノーマライゼーションプラン
—世田谷区障害者計画—
(平成 27 年度～平成 32 年度)
第 4 期世田谷区障害福祉計画
(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成 27 年 3 月発行

発行 世田谷区

編集 世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話 03-5432-2424

FAX 03-5432-3021

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

(広報印刷物登録番号 No.1241)

